

平成16年第4回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成16年9月6日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

---

## 1, 議事日程

### 日程 1. 一般質問

#### 〔1〕 7番 小野議員

##### 1、公共工事の施工について

- ①施工に関しての住民要望と、サービス工事及び設計変更について問う。
- 。
- ②着工に向けての補償について、その認識と対応を問う。
- ③住民の安全管理についての認識と業者等への指導を問う。

##### 2、法定外公共物の譲与について

- ①条例制定に向けての認識と対応を問う。
- ②譲与後の管理方法と境界確定等その取り扱いについて問う。

##### 3、市町村合併への対応と認識について

- ①「地方分権の推進と市町村合併」の観点から、合併の必要性を再度問う。
- ②行財政改革という視点での合併への取り組みを問う。
- ③住民投票実施に向けての「住民説明会」と住民主催による「学習会」「講演会」等への認識を問う。
- ④合併問題の出前講座について、その説明内容や質問等を問う。

##### 4、枝葉チップ化事業について

- ①昨年9月議会での一般質問で経緯を聞いたが、実現に向けての、その後の取り組みを問う。

##### 5、平成15年度決算審査意見書について

- ①「むすび」で指摘を受けた事項について、その認識と対応を問う。

〔2〕 11番 三木議員

1、西和7町市町村合併について！

- ①合併が1町でも「非」となった場合の町の対応は。
- ②町長の合併に対しての真意は。
- ③住民投票に関して。
- ④永住外国人の投票資格に関して。

2、公園の環境問題と管理について！

- ①公園の環境問題に関して。
- ②公園の管理に関して。

3、国政・県知事選挙等に於いて、町の立場は！

- ①町は国政・県知事選挙等に対して公平か。
- ②知事選挙に於いて、県内首長の立場は。
- ③7月参院選挙に於いての投票について。

〔3〕 2番 松田議員

1、参議院選挙の結果と今後の政治展望について

- ①7月に実施された参議院選挙の結果、2大政党制の流れができたといわれていることについて、町長の所見と今後の展望について、どのような認識をもっておられるのかを問う。

2、年金制度をめぐる対応について

- ①参議院選挙では年金制度の対応のあり方が焦点の1つとなったが、年金制度は国民生活に安心感をもたらす「百年の計」であるべきだ。持続可能な年金制度の構築を急ぐべきと考えますが、町長の見解はどうか。

3、義務教育費の国庫負担金の削減について

- ①国と地方の税財政を見直す三位一体の改革と義務教育費の補助金削減についての見解を問う。

4、郵政民営化について

- ①行財政改革で小泉首相が「本丸」と位置づける郵政民営化についてどう考えるか。

5、町長選挙の電子投票について

①来年10月に実施予定の斑鳩町町長選挙に「電子投票」方式を採用する考えなのかどうか。

〔4〕9番 浦野議員

1、町道の整備について

①道路整備の総合的な考え方を問う。

次に、歩道と車道は機能的に別個に検討しないといけない性格と思うが、特に歩行者優先道路の設置・歩道の段差をなくす計画・学童通学路の整備について、住民の意見を取り入れた取り組みをして行こうとされているのかを問う。

2、防災意識を問う。

①まず、水害ですが、先日の床下浸水があった記録的な大雨の後、どのような教訓を得て、どんな対策を今後されるのかを問う。

次に、南海地震等が予測されていますが、万一起こったときの対策は万全ですかを問う。

3、地方分権社会の真の実現に向けて地方が取るべき姿勢について

①地方分権時代をどう進めていこうとされていますか。その基本的総合的な考え方をまずお尋ねします。

次に、具体的な施策において、特に「教育・福祉・産業・文化遺産・住民参加・都市整備・少子高齢化社会対応」について、ひとつずつその考え方を問う。

〔5〕12番 木田議員

1、異常気象とはどのような状況を言うのか。

①本年7月13日の新潟県及び7月17日からの福井県における豪雨についてと、その後も各地で発生している浸水等と台風による被害も含めて、続々と発生する人的被害や物的被害を単に異常気象と片付けて良いのか。もっとも効果的な対策について自然現象として放置して良いのかについて問う。

②異常気象として片付けられて来た現象が度重なるにつれて、年々地球温暖化が進む地球にあって今のままで良いのか。斑鳩町の防災計画をあらためて見直す時期に来ているのではと思うが如何ですか。

③早期の事業実施により防げる災害も多々あると思うが、全てをもう一度確認して、町民の安全・安心の保持につとめてもらいたい。総合治水対策事業として実施された結果は、どのように評価されているのかについて問う。

④国土交通省による大和川流域の浸水予想マップも現状の降雨状況より判断すれば、大和平野が完全に浸水する状況にもなりかねず、早急なる亀の瀬の地すべり対策事業の実施により、大和川の河床の掘り下げにより流れの流量及び断面の拡大は何時頃に完成されるかについて聞かせて頂きたい。

⑤ひとたび災害が発生すれば避難救助となるが、それよりも被害の発生しない方策が第一と思うが、なぜ早急な改良・改善がなされない理由について聞かせて頂きたい。そして当事者となる可能性が年々増大傾向にある中での町内の全河川・水路・道路・水道・ガス・電気・電話と言うライフ・ラインの総点検をやるべきではないかと思うが如何ですか。

## 2、健康について問う。

①小城町長の静養期間に自己の健康について特に感じられた点について、今後の健康保持について、誰しも起こりうることなので、教訓として聞かせて頂きたい。

②小城町長は健康診断を受けておられたと思うが、それによって早期発見・早期治療となったのか、それと健康診断の効果について聞かせてもらいたい。

## 〔6〕 14番 里川議員

### 1、学校教育について

①軽度発達障害の取り組みについて。

②いじめ・暴力などの事件の増加が、全国統計で出たが、当町の状況と取り組みは？

### 2、J R 法隆寺駅舎橋上化について

①政府が示すバリアフリー化推進要綱との関連について。

②観光白書に見られる観光行政との関連について。

3、青年雇用問題について

①県が開設した「ならジョブカフェ（ヤングコーナー）」のねらいと町のかかわり方について。

4、障害者福祉計画の見直しについて

①障害者基本法の改正との関連について。  
②見直しすべき問題点の明確化の整理について。

5、「まちづくり基本条例」について

①町の考え方を問う。

〔7〕 15番 中西議員

1、ごみ減量化・再資源化の取り組み状況について

①ビニールごみのリサイクル処理と廃棄物処理法の改正についての町の考え方。  
②資源物の処理・委託の方法について。

〔8〕 8番 坂口議員

1、すこやか斑鳩スポーツセンター（中央体育館）について

①トレーニングルームの運営方法について。

2、小中一貫教育について

①教育における諸改革の現状と本町の取り組みについて。  
②調査研究会の現在の状況について。  
③今後の方向性について。

〔9〕 13番 木澤議員

1、国民健康保険証のカード化について

①町の国民健康保険証個人カード化への見解を問う。

2、次世代育成支援行動計画について

①アンケート結果から見られる問題点について町の見解を問う。  
②ワーキング部会の役割と幅広い取り組みについて町の見解を問う。

3、ホームページの活用について

①情報発信、意見収集の手段として町のホームページ活用に対する見解を問う。

〔10〕 3番 飯高議員

1、介護予防拠点の整備と筋力トレーニングについて

- ①その後の介護予防の進展について。
- ②介護予防拠点の整備について。
- ③「筋力トレーニングの設置」についての見解。

2、防災意識の啓発と防災ハンドブックについて

- ①防災意識の啓発活動について。
- ②防災ハンドブックの作成と配布についての見解。

3、通学路の点検について

- ①実施内容及び点検の主なポイントについて。
- ②実施の結果について。
- ③猫坂付近の通学路の状況についての見解。

〔11〕 4番 西谷議員

1、7町合併について

- ①町長の見解を問う。
- ②住民投票前の住民説明会の具体的な項目について。
- ③住民投票に永住外国人を含めない条例に対する抗議について、町の見解を問う。
- ④合併により、人件費等が削減できると言われるが、斑鳩町の議員報酬を含む1年間の経費はいくらで、議員1人当たりになるといくらか。  
(先進地視察費用も含む)

2、ごみ行政について

- ①可燃・不燃・ペットボトル・瓶カン・ビニール・トレー・有害ごみ等の処理方法と、それぞれの経費について問う。
- ②新たにビニールの町指定袋を町民に無料配付する計画があるが、その費用はいくらで、どこの業者か。
- ③資源ごみとしてリサイクル出来るトレーは現在公共施設のごみボックスで回収しているが、いつからごみステーションで回収するのか。
- ④町で収集したごみがどのような工程を経て、最終処理されるのか見学ツアーを企画してほしいとの住民の声を聞くが、検討してはどうか。
- ⑤生ごみを堆肥として活用することを検討すべきだと思うがどうか。

3、法隆寺駅周辺整備について

①都市計画審議会での法隆寺駅周辺整備計画に対する各委員の意見はどのようなものだったのか。

②町はこの都市計画審議会の委員の意見に対し、どのように対応するつもりなのか。

---

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---



(午前9時00分 開議)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。

これより本日の会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

公共工事の施工について、その1として、施工に関しての住民要望とサービス工事及び設計変更について問うとの質問ですが、先の6月議会で同僚議員が、住民要望で追加工事が出て、サービス、または企業努力で処理しているのではないかとの質問で、都市建設部長は、設計変更が生じる場合、必要に応じて工期もしくは請負代金の変更をしているので、サービス等の要請はしていないとの答弁でしたが、助役は、私は常にそうした設計変更等が生じた場合に、決裁をする段階において、原則として契約の変更というのにはあり得ないということを言っているわけです。ただ、色々本町のような細かい仕事をする中で、若干業者に対して、これは企業努力でやってもらえんかという点はあると思うんです、と答弁されております。

私は、契約に基づく設計以外に、設計変更もせずに地元要望等により施工するのをサービス工事と理解しているのですが、施工に関しての住民要望等サービス工事及び設計変更についての考え方を示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 施工に関して住民の方との協議の中で要望をいただいた場合ですが、これは合理的に必要と認めるものについては、発注時、あるいは施工途中においてその工事に反映させることとなっております。施工途中に変更の必要が生じた場合は、請負業者とも十分協議をし、契約規則に基づき設計変更の措置をとることとなります。

したがって、質問者が言われておりますサービス工事を要請するものではございませんので、理解いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 町からサービス工事を要請すれば、これは一種の契約違反にもなりかねないと私は思っております。私も、議員になる前は、建設業者として請負もしておりましたし、土木技師でもあります。議会だより№41の8ページに掲載されている、企業努力で設置した仮設道路は、私は現場を見ている中で、当初設計の段階で組み入れられていたものであると、そのように思っておりましたが、先の質問で聞いて驚いております。この仮設道路は、なぜ設計変更の対象にならなくて企業努力ですね、サービス工事になったのか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議会だよりに掲載されている仮設道路がサービス工事ではないのかということと思いますが、町としてはこれは特にサービスを要請したものではありませんと認識しておりますし、また工事の施工中に工法や内容に変更が生じる場合は、この場合は十分に現場代理人と協議することになっておりまして、誤解や意思の疎通を欠くことのないよう十分協議し確認を行いながら取り組んでおるところでございます。

ただいまの質問の中で、当初契約設計の中に含んでおらなかったのが途中で出てきた、そういった場合について設計変更云々のことですが、議会だよりに掲載されている工事の写真ですが、これは当然我々が業者発注して契約をした後で工程の打ち合わせを行っております。それでもって業者側もそれでいけるというふうに認識していただいて工事を進められたわけです。その後施工において、当初の工程どおりいかないの、業者の方が自らああいう仮設道路をつくって施工された、こういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） そういう点でということで、前回の質問の中で私は理解しておるんですが、あのような仮設道路が、今、部長の答弁のとおり、工程、工法上必要となった、それで施工するということは、まさに私は設計変更だ、そういうことをうやむやに処理することは、対等の立場の契約ではないと見られかねないので、今後十分こういう場合は検討して善処していただきたい、そのように申し上げておきます。

次に、その2として、着工に向けての補償について、その認識と対応をお示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 着工に向けての補償についてでございますが、公共工事

に必要な土地の取得、または土地等の使用に伴う損失の補償が発生する場合には、「奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同運用方針」に基づきまして、内容及び範囲を定め、権利者の理解を得ながら対応しております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） それでは、営業補償についてはどのように対応しているのか、お示しください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 営業補償についてですが、通常営業されております店舗、事業所等の前を施工する場合には、出来る限り営業に支障を及ぼさない工法、工程により、営業主に対しまして十分な協議を行い理解していただき工事を進めるわけでございますが、土地等の取得や土地等の使用に伴い、通常営業の継続が不能となると認められる時には、補償基準によりまして一定の補償を行うことといたしております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） 先ほどの仮設道路についても同じことだと私は認識しておるんです。営業に支障を及ぼさない施工方法、先ほど申し上げたように、そういう形で進めなきゃならないということになったということでも、やはり部長は、業者が自主的にやったということですが、それはあくまでも設計変更を協議して正式に契約変更をすべき事案だと、このようにも認識しております。

次に、補償の種類としてはどのようなものがあるのか、また用地取得に伴い嘱託登記以外の登記が発生した場合、補償の対象とはならないのか、お示しください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 補償の種類といたしましては、色々なものがございまして。これまで町が行ってきた主なものといたしましては、土地等の取得、あるいは使用に係るものをはじめといたしまして、建物及び工作物の移転料、そして立木補償等があります。

それで、あと、公嘱登記以外に土地を提供いただく場合に、それに伴いまして、個人の登記について発生してくる場合がございますが、こういったものについては補償の対象に含まれておりません。用地の交渉の段階におきまして、色々と要望、条件等をお伺いすることがありますが、町といたしましては、不公平が生じないために、補償基準による範囲内で補償を進めてまいりたいと考えております。

ただ、個人の登記が必要となった場合におきましては、その作業がスムーズに進められるというようなこともありまして、町といたしましては、関係する書類の提供、そういったものについては協力したいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 地権者にとって共有物件であるのに当初から区分して占用されておると、そういう場合もよくあります。出来るだけ公共事業のスムーズな推進のために弾力的な対処を期待して、次の住民の安全管理についての認識と業者等への指導をどのようにされているのか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 工事中における付近住民に対しての安全確保についてですが、これは細心の注意を払うべきという認識をいたしております。また、施工業者に対しましては、施工計画の策定時や、あるいは施工途中においても、付近住民の方々や歩行者、そして通行車両等の安全に十分配慮するよう指導をいたしておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） ガードマンの中には、工事現場をガードすればいいと考えている人も中には見受けられます。あくまでもガードマンは、歩行者や通行車両等ガードするという認識を持っていただき、工事現場を見るのではなく、歩行者や通行車両等の安全を見守るといふことの徹底、これを現場代理人は、朝礼にそのガードマンも参加させ毎日確認するよう、そのようにね、ガードマンもその日によって代わってきておられる方もおると、そのように思っておりますので、町からも事あるごとにといふんですか、常に現場代理人にそのように指導していただきたい。そして、安全に工事が進むことを祈っておりますので、よろしく願いいたしておきます。これで、1番目の公共工事の施工については終わります。

次に、2番目として、法定外公共物の譲与についての質問ですが、まず条例制定に向けての認識と対応をお示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 地方分権推進計画に基づく地方分権一括法が平成12年4月1日に施行されまして、同法付則第54条第1項の規定により、区域内に存する里道、水路等いわゆる法定外公共物について、これは斑鳩町が譲与を受けるため、平成1

3年度より事前調査として法務局備え付けの公図の資料収集を行いまして、平成14年度、15年度の2カ年で国土交通省所有地の抽出、位置確認図の作成、法定・法定外公共物の特定作業等、法定外公共物譲与申請手続を行うための資料作成を行いました。既に譲与申請を県郡山土木事務所に提出しておりまして、現在はその審査を受けているところでもあります。

今後、譲与を受けますと、従来から町が行ってきました機能管理に併せまして、財産管理についても斑鳩町の自治事務となることから、譲与を受けるに際しまして、法定外公共物の管理等を行うための条例等の制定に向けて、現在事務を進めているところでもあります。

条例制定につきましては、各市町村の判断によりまして、その地域の実情に応じて決定することになっております。なお、管理に関する条例であることから、基本的には目的、定義として法定外公共物の特定、行為の禁止事項、使用または収益の事項、損失補償に関する事項、用途廃止に関する事項等で構成することとなりますが、法定外公共物を管理する上での基本となる条例でもありますので、奈良県と相談すると共に、先進市町村の条例も参考にしながら、斑鳩町の実情に応じた条例となるよう作業を進めているところでもあります。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 昨年の9月議会で、私はこの法定外公共物についても一般質問しております。その時部長は、譲与契約を16年9月末日に国と締結するとの答弁でしたが、今ご答弁いただきましたとおり、斑鳩町の実情に応じた条例、それになるためには、県との協議ももちろん必要ですが、担当常任委員会とも早くから協議すべきと思っておりますが、その点についてはどのように現在なっているのか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま議員の方から申されましたように、従来本年9月末を目途に国との契約という手続で進めてきたわけですが、各市町村からの申請、また一市町村ごとの量が膨大であるということから、審査等についてもかなりの日数、あるいは時間を要するというので、本来9月末というのが若干ずれてきております。ただし、本年度内での、来年3月までの契約には間違いはないということをございまして、17年度からは町の方でこれをすべて管理していくということになるんですが、それに必要な、先ほど申しました条例につきましては、現在制定に向けて作業をしておるとこ

ろでございますが、議員が申されましたように、担当の委員会の方に当然相談をしながら整備していくわけでございますので、極力早い時期に条例案、そしてそれに関連する色んな事項につきましてお示しいたしまして、議員の皆様方のご意見等を賜りながら、今後管理がスムーズにいくような条例制定に向けて作業を進めたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 地方分権一括法に基づく法定外公共物の譲与については、このことが報道されてすぐにでも私は質問していると思うんです。といいますのは、膨大な量になるし、色々な新しい感覚でこれを受けなければいけないということで、何回か提案もしてますし、最終的に質問しているのは昨年9月ということで今申し上げたんですが、膨大な量、それから時間がかかる、それらのことはわかりきっていたことなんだろうと思うんです。ただ、今、そういうことを愚痴っててもしょうがないと私は思っておりますので、出来るだけ早く担当常任委員会にもお示し願って、議会軽視ではないかと、そのようなことを言われぬように、しっかりとした条例を提案してもらいたい、そのように思っています。

次に、その譲与後の管理方法と境界確定等、その取り扱いについてどのように考えておられるのか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 法定外公共物の譲与後の管理方法についてということですが、既に道路法、下水道法の適用を受けている法定公共物であります町道・都市下水路内にある里道・水路につきましても、今回譲与を受けるわけでございますので、譲与後もそれぞれ町道管理及び下水道管理として、そしてまた町の公共施設内にある場合は、当該の施設管理として管理をしていきます。そして、その他の道路法、河川法、下水道法等の適用、あるいは準用を受けない法定外公共物の管理、この3つの管理に分けて考えております。

なお、管理につきましては、機能管理、そして財産管理のこの2つがありますが、まず機能管理につきましては、従来から町が行っておりまして、ただ、これにつきましては、通常の管理につきましては、地元である自治会や水利組合等にこれまで行っていたおいておるわけでございますが、譲与後につきましても、通常の機能管理については、引き続き実情に詳しい地元で行っていくことがよいものであると、そのように考えております。

ただ、開発区域内の水路等におきましては、地元管理としてなじまなくなってきた法定外公共物もあることが考えられますので、これらの機能管理については、その方法について検討が必要であると、このように考えております。

次に、財産管理についてであります。財産管理の主な内容としましては、境界確定に関する事務、占有に関する事務、用途廃止に関する事務等があります。現在県で行われている管理方法、これは建設省所管の国有財産管理事務の手引、これをもとにやっておられるわけですが、これが基本となります。ただ、複雑で膨大な事務を引き継ぐということになりますので、詳細について県の研修会を受けるほか、個々の事務の取り扱いについても協議を進めているところであります。

なお、里道・水路等は、住民の皆様の身近な公共物でありますので、円滑な管理を行えるように努力していきたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 住民の身近な公共物が地方分権の一環として、住民に一番身近な自治体にその権利が譲与され、機能的に良好な環境整備が出来るようになります。住民のため、その財産管理、管理方法についてそごのないよう進めていかれることをお願いし、この項については終わります。

次に、3番目の市町村合併の対応と認識について、その1番目として、平成13年9月議会で、先輩議員の「今、なぜ市町村合併なのか」との質問に対し、小城町長は、まず第1点目として、一般世論として、市町村合併すべきことが国民や民間企業から上がっております。それは、現状の市町村に対する根深い不信感と不況の中で多くの企業が厳しいリストラを経験する中で、なぜ役所だけが安閑としていられるのかという素朴な反発が一つには背景としてあります。

2点目としては、地方分権社会への対応、このため役所の機能強化する必要があります。

3点目として、これまでは地方交付税等を通じて、財政力の乏しい市町村にも最低限の行政サービスを行う行政機能が保障されてきましたが、国・地方を通じて財政危機の時代を迎えて、手厚いサービスをしていても次第に難しくなる事態がやってくる。そうなる前に限られた財源を効果的に使うためには、市町村合併をしてむだな財政支出を極力避けるべきであると考えています。

このように、世論、国、財政などの問題を考えます時に、合併に消極的になる理由は

何もないと考えています。

また、合併特例法の切れる平成17年以降に何が待っているのか、もし、その先に、国による強制的な合併が待っているのであれば、特例法の期限内に合併を行うのが、地域の発展のために必要であると考えています。このように答えておられます。

そこで、地方分権の推進と市町村合併の観点から、合併の必要性を再度お示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま質問者が申されておりますように、平成13年9月議会の松田議員さんの一般質問の中でも答弁させていただいたとおりでございますが、地方分権の推進及び行財政基盤の強化は、現在でも重要な行政課題であると認識いたしております。

地方分権が現在進められている中で、市町村には地域の特性を十分生かした個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現が強く期待されており、高い自治能力、政策立案能力が求められております。

また、国と地方の財政状況は相当厳しい状況にあり、市町村が現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、体力を強化しつつ、より一層簡素で効率的な行財政運営を行うことが必要でございます。

本町といたしましては、市町村合併がこれらの行政課題に対応していくための有効な手段の一つであることは、十分認識しておるところでございます。

しかしながら、市町村合併につきましては、地域住民の皆様の生活に直接かかわる大きな問題でありますことから、住民説明会、行政出前講座等を通じまして、住民の皆様に十分な情報提供を行い、住民投票等の結果を尊重し、合併の是非の判断を導き出してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私は、先輩議員の一般質問ということで、名前は私の口からは言わないでおこうと思っておりましたが、部長の方から名前がちょっと出ましたけど、その同じく先輩議員の一般質問の中で、その質問として、今、必要なことは、冒頭の答弁でも言われていますように、内外の動向を長期的な視野で洞察をして、それぞれの知恵と力を結集して、合併問題に正面から立ち向かうということが、政治にかかわり合う首長、あるいは議会議員の責務となっているのではないかとこのように考えます。町長は



、今こそ強いリーダーシップを発揮されるべきであるというように考えていますがいかがでしょうか、との質問に対して、町長は、確かにおっしゃるとおり、首長には強いリーダーシップと大きな覚悟が必要となっております。また、市町村合併は、最終的には、きれいごとでは済まされないと考えております。市町村合併は、最終的にはまちづくりのために行うものでありますから、粘り強く合併を訴えていくしかないと考えております。その上で、また、議会におきましても、この提起に正面から活発な議論を行っていただき、共に歩んでくださるようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます、このように結んでおられます。

そして、先ほど読み上げさせていただきましたが、町長が、合併特例法の切れる平成17年以降に何が待っているのか。もしその先に国による強制的な合併が待っているのであれば、特例法の期限内に合併を行うのが地域の発展のためには必要であると考えております、このように明確に答えられております。そして、この「もし」という言葉につきましてもは、皆様ご存じのとおり、半ば強制的な合併が17年の4月、3月以降には待っております。

そして、この同じ質問の中で、新市の名称については、このようなことも述べておられます。他の合併事例を見ても、都市の名称や住所に固守し過ぎると、よい結果を残しておりません。よい結果というのは、合併についてよい結果を残しておりませんということだと私は思いますが。私は、斑鳩市構想を申し上げるのは、先に申しましたように、広域7カ町合併が具体的に進まない状況の中で、まず生駒郡4町ということをお願いだけで、確かに斑鳩市という名称だけが先行したきらいがあるように思います、このように申されておりますし、このように町長は13年9月、町長の前回の選挙の前に議会へ話しておられます。

そして、議会は、議会においても共に歩んでくださるようお願い申し上げますということで、それを受けてその年度の終わりというんですか、議会運営委員会で特別委員会の設置を検討していただき、14年の5月議会で合併の特別委員会を設置した、このような経緯もあります。

これらのことを再確認この場でさせていただいて、次の行財政改革という視点で合併への取り組みをお示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 行財政改革という視点での合併への取り組みを問うというご

質問でございますが、斑鳩町の行財政改革といたしましては、行政経営型システムへの転換を目指し、職員の能力向上、効果的・効率的な行財政運営、住民参加型の行財政運営等の目標を掲げ、推進しているところでございます。

その行財政改革内容につきましては、単独の町政を前提としたものであり、どのような社会経済情勢の中でも安定した住民サービスを将来にわたって継続していくために様々な課題に取り組んでおりますが、その取り組みの事項の中で、事務事業全般にわたる徹底的な見直し、広域行政の推進、定員及び給与の適正化、財政の健全化、公共施設の効果的運営など、市町村合併によって高い効果が上げられるものが数多くあることも認識しているところでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） ここに新聞報道で、「高取町が合併の方針 財政難で自立断念」という大きな見出しで出ております。

内容をご披露しますと、行財政改革推進プラン案を策定して自立の道を模索していた、高取町がね。それで、職員数の大幅削減や補助金の見直しなどが盛り込まれている。しかし、職員数の削減は定年退職を待つしかないのが実情で、普通交付税もさらに減額が見込まれることから、単独での生き残りは困難と判断した。

ちょうどこの新聞で、市町村合併についての掲載があった。その横に、これは偶然だと思っておりますが、「本年度の普通交付税交付金 市町村分が大幅減」と出ている。このことは、常に議会でもお話を聞かせていただいておりますし、今さらここで議論する必要もないと思いますが、既に基金が底をついている市町村もある、これについては、このままであれば、年々財政を圧迫して、先ほどから申し上げてますように、サービスが出来ないという結果だと思っておりますが、そのために、各市町村は、貯金に当たる財政調整基金など基金の取り崩しを強いられておると。私は、合併をすれば、これは少しは緩和出来るんじゃないかな、延ばしていけるというように計算もしております。

そこで、毎回行われております「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2004」、これはどこで開かれたんですかね、これも新聞に載っておりますが、そこで、基調報告として総務事務次官が述べておられることが載っております。

なぜ今、合併かと言えば、地域主権の主役である市町村のパワーアップを図ることに尽きる。少子高齢化は大きな問題になり、広域的で高度な行政需要も増えた。一番重要な地域活性化には、産業調整や新技術導入など幅広い取り組みが必要だ。人口的、面積

的な広がり求められ、合併は避けて通れない。

高齢化が進んでいる、商店が衰退した、山村が荒廃したと愚痴ばかり言っても仕方がない。地域が主役となり知恵を出し、合併でパワーをつけ、個性ある地域づくりを進める。そういうことが結局、我が国の閉塞状況を打開する近道だ。事務次官ですから、しっかりした言葉を申されておる。そして、市町村のパワーアップを図る、それには合併は不可欠だ、このようにも基調報告でされております。

町長も、先ほどの平成13年9月議会でも、国、地方を通じて財政危機の時代を迎え、手厚いサービスをしていても、次第に難しくなる事態がやってくる。そうなる前に、限られた財源を効果的に使うためには、市町村合併をして、むだな財政支出を極力避けるべきであると考え、このようにも述べられております。

1町単独で生き残る具体策は、私は今の段階ではないと、そのようにも思っておりますし、単独で生き残りを図るということは、高取町もこのように考えているとおおり、困難です。これらのことをしっかりと私たちは認識してこの問題に向かわなければならない、このようにも思っております。

次に、その3、住民投票実施に向けての「住民説明会」と住民主権による「学習会」「講演会」等への認識を問うとの質問ですが、まず住民投票の日程を他町と合わせるべきではないかと思いますが、その見解をお示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住民投票の日程を他町と合わせるべきではないかのご質問でございます。

「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例」におきましては、第4条第2項に、投票日は合併協議会の動向を考慮するものと規定されておりますので、住民投票を実施する各町の投票日も十分考慮して、斑鳩町の投票日を設定する必要があると考えております。

ただ、住民投票に向けての住民説明会の内容、回数等の方針については、各町それぞれの事情があり、それらのことを考慮されて、投票日を設定されることと思われまます。また、斑鳩町におきましても、住民説明会、行政出前講座を進める中で、住民の方々に7町合併についての理解を出来る限り深めていただいた上で、投票日を迎えたいと考えております。

そのような状況もありますので、住民投票を実施する各町と同一の日に設定すること

については、各町の状況をお聞きする中で慎重に検討していく必要があると考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） それでは、次に、住民主催の学習会や講演会等について、行政の担当部としてはどのように認識しているのか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住民主催の学習会について担当としてどのように認識しているのかというご質問でございますが、市町村合併につきましては、住民皆様自身の生活に非常に深くかかわる問題であることから、その是非を判断するために、住民の方が自主的に学習会等を実施し、理解を深めていただくことは、非常に有意義なことであると認識いたしております。本町といたしましては、それらの活動に対しまして、今後とも積極的な情報提供を行うなどの支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 住民主催のそういうものには、積極的な情報提供はもちろんのことですが、このような会への町の職員が参加することについてどのように考えているのか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） このような会に町の職員が参加することについてどのように認識しているのかというご質問でございますが、先ほどの答弁でも申し上げました、住民主導で合併問題を学習する会が、町内でも数団体あり、多くの方々が合併の是非について勉強されておるところでございます。

それらの学習会、講演会等に職員が参加することについてであります。合併の是非については、住民皆様の意思が尊重されるべき問題であることから、町は常に公平中立でなければならないと考えております。賛成、反対等様々な会合に平等に出席する機会がありますが、その対応は現実的には難しいものであります。また、これらの会合に職員が出席し、是か否のどちらかの立場に立って意見を求められ述べることも出来ません。

そのため、現在、正確で客観的な情報をお伝えするための行政の出前講座の出席要請のみに応えさせていただいているところでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） その会合に職員が出席して、主催者側から是か否か、そのことで意見を求められても、それは答える必要はないんだと思うし、今持っている情報を提供するだけで、私は積極的な形で参加していくのがいいことだと、このように思っているんですが、といたしますのは、先日7月31日に平群町で、「合併は未来への責任」ということでの講演会が開催されたいんですが、私はほかの用事と重なりまして、そこには参加しておりませんでした。それで、そこに参加されておられた平群町の議会議員の方から私に、こういうことなんですということでファックスをいただいたんですが、この中では、私たちは子どもや孫のお金を横取りして生活している、このように平群の議員さんは申されております。そして、この講演の中で、何も合併までしなくてもこのままやっていると錯覚している方もおられますが、私たちは支払った対価以上の豊かな生活を享受しているということを認識すべきです。つまり、私たちは子どもや孫のお金を横取りして生活していることを自覚すべきと警告されました。その上で、合併はこれ以上の借金を増やさないための手段であり、合併によりバラ色の未来があるということではないと述べられました。このようにまとめて私の方へファックスしていただいております。

ここで、住民説明会の意義、それを確認しておきたいと思いますが、先ほどの答弁の中にもありましたように、住民説明会は合併の必要性を理解してもらうことが重要であり、住民からの質問に的確に説明していく義務があります。

先日全戸配布されました合併協議会だより特集号では、住民負担水準は必ずしも住民にとって良好になるとは言えませんが、合併せずに単独での独自の資料を早急に作成していただいて、これは私は先ほどから色々申し上げておりますとおり、交付税が削減されたりしてきた場合には、今の住民サービスをキープするためには、住民負担はこの合併協議会だよりで示されているのより必ず上がると、そのように認識しておりますが、それらを早急に作成して全戸配布すべきと考えますが、このことについての見解をお示しください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申されましたように、出来るだけ住民の方々に対して、合併の是非についてどう意思表示をされるのか、そのための判断材料を多く提供するのが我々の務めだと考えております。そうした中で、今おっしゃっていただいたような、独自のそういった情報につきましても、出来る限り提供してまいりたいと考えてお

るところでございますが、ただ、事前に配布するというところに、時期的な問題がありまして、出来るかどうか別にしましても、出来るだけそういった情報提供出来るような方向で努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） 先ほど、職員が中立を守らなければいけないという、その言葉が私はちょっと余り理解出来ないんです。やはり先ほどから、13年当時の町長の答弁、それについて、これは積極的に進めていかなければならないということを議会でも申されておられるし、職員にとってもそのことは十分認識していると、そのように思っておりますので、きちっと今の合併について理解していただける、間違った判断をされないような資料づくり、それが必ず必要だと私は思いますので、そのことについてははっきりと申し上げておきます。

それで、次に、もちろん住民投票条例にはその性質上、投票率が50%未満の場合開票しない、成立しないということで条例は制定されておりますが、そうすればせっかく補正予算も組んで住民投票を実施しようとしておりますので、投票率を高めて住民投票を成立させるための、行政としてどのような方策をお持ちなのか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういった判断を多くの方に、いわゆる意思を決めていただくということが、やはり今後斑鳩町に対してどこの方向に進むかと、一番重要なことだと考えております。そのためにも、説明会においても、まず我々の申し上げます情報について十分認識していただいて、その上で自らの意思をいわゆる投票によって高めていただくというような啓発も十分やっていかなければ、併せてやっていかなければならないと考えておりますし、それ以外につきましても、投票への参加を促してまいりたいと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） 今、どういう、具体的なあれはないと判断してよろしいんですかね。投票率を高めることは当然行政としてしなければいけないということで、今後住民投票に向かって、やはりもっと積極的に投票率を上げると。私たちの選挙の投票率、これももちろん大事なことなんです、それを高めるということは大事なことなんです、この意思を問うという住民投票ですので、必ずそれは成功するんだと、50%を超すんだというように、行政も必死になって投票率を上げる努力をしてほしい。私たちも当

然そういうことでやっていきます。だけど、それについても行政は、投票率を上げる努力を最大限、色々な方策を出していただきたい、そのようにお願いしておきます。

次に、合併問題の出前講座について、その説明内容や質問等をお示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 合併問題の出前講座について、その説明内容や質問等を問うというご質問でございますが、市町村合併についての行政出前講座につきましては、平成16年度は現在までに5回実施させていただいております。

説明内容といたしましては、合併とは何か、市町村合併の必要性、メリット・デメリット、合併特例法、合併協議会で協議された協定項目等の概要、合併協議会・住民説明会・住民投票等の今後のスケジュールなどについてご説明をいたしております。

参加者からのご質問等といたしましては、新市の名称、合併特例法の期限、住民負担、住民説明会の実施方法、地方交付税の見通し、住民投票、斑鳩町だけが合併しなかった場合の広域事業についてなど、多岐にわたってそういった質問が出されておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） 先日の自治会連合会での出前講座ですか、その時に、これは具体的な質問だったことが、私は又聞き之又聞きで申しわけないんですが、平群町が11月7日に仮にあって、私どもの方がそれより遅れた場合、平群町が反対が多くなった場合に、私どもの住民投票はどうするのかと、そのような質問があったと聞いております。そのことで、担当ですかね、平群町で住民投票で反対多数の場合は斑鳩町は住民投票を行わないというような意味の説明をされたと、そのように聞いておるんですが、このことについてどのような状況であったのか、教えてください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私もその会合に出席させていただいております、ただいまの関係についてはたしか私が答弁させていただいたと思っております。

これにつきましては、仮に平群町が11月7日に投票されて、その結果いわゆる合併しないというようなことで住民が選択された場合について、そのことについて公の7町の場で平群町が正式に離脱というような方向を選択されたならば、斑鳩町としてはあえて投票までする必要はないというような意味で私は説明申し上げたということでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） 部長ね、そういうぐあいに答えておられると思うんですが、自治会長の中には、しないんだ、その時点で、11月7日に結果仮に出たとして、斑鳩町は住民投票をしないんだと、そのように理解されている自治会長もおられるみたいなので、それらについてはきちっと、やはりもう1回書くなりして、文書を配布してほしいなと、私はそないに思うんですが、といいますのは、私は理解出来るんですよ、部長がそういう答弁してるの。やはりこれは法定の協議会ですので、幾らその結果を町長が尊重して、住民投票の明くる日に離脱と言うたところで、離脱が出来るもんじゃない。議会の議決が必要。そして、それを議会の議決があった後に、法定協議会にその町から申し出をする。そして、法定協議会がそれで会議を開いて議論して、やはり相当の日数もかかると思うんです。だから、その質問者の方がそういう思いで聞いておられたのか、またほかの人がそういう思いで聞いておられたのか、大変ちょっと混雑すると思いますので、そのことについても、住民投票の投票率を、平群の結果を待ったら投票にいかなくてもいいというような誤った考え方をされたら、私たちがせっかく住民の意思を聞かせてくださいということで、670万円補正予算を組んで聞かしていただくということがむだになりますので、くれぐれもよろしく願いいたしたい。

それと、同じ出前講座の時に、自治会長の方から、住民説明会の回数とかボリュームについて、少し心配だから、出前講座と併用した形でやるべきだというような提案があったとも聞いております。これは自治会サイドの問題だなということで私は思っておりますが、そういう出前講座の提案について、総務部長はどのようにお考えですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それにつきましても、その会合で話があった中で、我々としてはいつでも行政の出前講座として、10人以上の団体の申し出があれば、どのような形でも我々が出向いて説明をさせていただくということで、情報を提供したいというようなことを申し上げておりますので、これについては普段から変わらない町の方針でございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） その提案について、自治連合会としてはどのようにするとか、そういう決めはされてないんですか。また、それがうやむやでおさまっているという状態でしたら、町としては連合会の役員さん等にも働きかけて、各自治会でそうしてやって



もらえるように、また申し入れするのが、私は今の行政の立場だと、このように思うんですが、その点については。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住民説明会を補完するという意味で、自治会連合会の方から、そういったご要望も、正式にはまだその場では全体としては受けておらなかったんですけども、我々としてはそういった方向で会長さんともご相談申し上げるべきかなと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 余り時間もないですので、次の質問に移っていきたく思います。

次に、昨年9月議会での一般質問で、枝葉チップ化事業についての経緯をお聞きいたしました。このことについての、この事業の実現に向けてのその後の取り組みをお示してください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われてますように、昨年の9月議会でお答えを、この事業につきましてさせていただいております。ただ、枝葉チップ化事業の導入に向けまして調査研究をさせていただいたんですけれども、騒音とか埃の飛散などの問題から、地元自治会の同意を得ることが出来なかったわけでございます。また、新たな場所を見つけまして作業場を設置するにいたしましても、このスペースの確保等の関係から断念をしたという経緯がございます。

ただ、シルバー人材センターにおきましては、町内の多くの家庭の植木の剪定をされておりますので、その分だけでも、衛生処理場での焼却処理を行うのではなく、チップ化が出来れば、ごみの減量化、再資源化につながるのではないかと、このようには考えております。

このことから、シルバー人材センターの自主的な活動を支援するという立場で、前回の質問をいただいた後も、シルバー人材センターが実施計画を立案をするに必要な色々な情報提供をさせてもいただいております。一例を申し上げますと、法隆寺で自走式の粉碎機を導入をされ、稼働をされているというのを聞きましたので、私と担当の職員とがお寺の方へ赴きまして、その稼働状況なども確認もさせていただいております。

この自走式の場合におきましても、若干、騒音とか埃の飛散というものはございます

。ただ、特定の場所が必要はないと。自走式ですので、移動も容易なことから、シルバー人材センターの会員さんの中でも、田畑をお持ちの方がおられるということでしたら、そのような場所も活用出来るのではないかというような提案もさせていただいているところでもございます。

また、粉碎機の購入に際しまして、補助金とか、または町が購入して貸与をしていくというような何らかの形で援助をさせていただくという考えがあることも、シルバー人材センターにはお伝えもさせていただいております。

いずれにいたしましても、この事業は堆肥にいたしました後の商業ルートの確保というのが非常に重要になってくるというように考えておりますので、これらシルバー人材センターからこれらの事業の実施につきまして色々ご相談等がございましたならば、細部にわたって協議をさせていただいて、事業についての協力もさせていただきたい、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野慎雄君） 一日も早い実現をお願いし、最後の質問ですが、時間がないので、決算審査意見書の「むすび」で指摘を受けた事項のうち、社会教育団体に対する補助金についてその認識と対応をお伺いしたいと思っておりましたが、この件につきましては、私は総務委員会に属しておりますので、その時にもお伺いしたいと思えます。

これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 一般質問するに先立って、やはりここに立ってみますと、やはり足がつかえます。私、つらいので、議長の先ほどお許しを得ていますので、少し横でお話させていただくことをお許してください。

浅井議長の質問の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

先の6月議会で質問に先立って、小城町長がこの席に座っていないことに対し寂しさを覚えます、9月議会にお会いするのを楽しみにしておりますというお話をしたと思います。それに対して芳村助役が、「現在、病気の回復に向かって闘っておられます。9月議会には必ず元気な姿でここにお座りになると思います」という答弁がございました。そして、きょうここへ、町長が元気な姿で我々の前で質問にお答えいただくことは、

大変うれしさを感じるものでございます。

まず、それでは、合併協議会も、8月4日、第15回を三郷町コミュニティセンターで開催され、議会の議員定数及び任期の取り扱いを継続審議として、他42協定項目は決まりました。私も、合併を推する一人として、将来子や孫に負担を押し付け、未来に希望を持ってない現状は、合併により解決するしか方法はないと思っております。

また、河合町の岡井町長は、協議会が終わって次のように話しております。協議会がスケジュールどおり進んでほっとしている。これからは合併の必要性を住民に理解してもらうため説明会を実施するが、限られた時間で最大限の努力をしなければならない。河合町では、議会制民主主義を尊重して住民投票を行わないつもりだ。各町の将来のあり方が問われる時。住民も、今、思い切った意識改革をしてほしいと言っています。この中で、私は、「今、思い切った意識改革をしてほしい」という言葉は、岡井町長は、合併に向けて、合併するよう考えてほしいと言っているように、この文章の中から私はとらえます。

それでは、1つ目の市町村合併についてですが、合併問題は今年の6月議会より私毎回質問させていただき、法定協議会にも出席させていただいております。今回の質問も、町長の日頃の、私から見た言動の中で踏まえての質問でございます。町としては、答えづらい部分もあると思います、こういう公の席では。ただ、日頃耳にしていることを、私はやはり当たり前前の答弁でなく、やはり住民も耳にして、我々も耳にしていることをあえてこの場でお聞きする次第でございますので、その辺をご理解いただきましてご答弁いただくようお願いしておきます。

合併が1町でも「非」と出た場合の町の対応はということでございます。

先日の私どもの合併特別委員会の中でも、同僚議員の発言がありました下北山村では、住民に対して村長は、合併した場合、しなかった場合の各シミュレーション、それからしなかった場合の枠組み等もそこで言うておられます。7町合併については、法定協12月、第8回、3号議員を除く4人の委員が、新市の名称について反対意見を言い、他町の委員、また他町民も、斑鳩町は合併に対して反対であるというような印象を与えております。他町ではこれを斑鳩の乱と言っているそうですが、日頃の言動から見て、小城町長も、1町でも合併に反対した場合のことを考えていると思います。その場合、斑鳩町だけでなく、斑鳩町だけ単独でいくとお考えか、またそれとも他町との枠組みを考えているのか、具体的なお見解をお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 最近での新聞報道を見ますと、県下市町村の合併協議の状況を見ておきますと、10月1日に、高取郡の新庄町、當麻町による葛城市が誕生いたします。奈良市、月ヶ瀬村、都祁村による奈良市の合併調印が行われる一方で、吉野郡8町村合併協議会、宇陀地区合併協議会が解散し、その構成町村の一部による新たな枠組みで合併協議が開始されるなど、様々な決断をされた市町村があり、それぞれ地域性に応じた事情があつて各々対応もされたところと思われまふ。

この西和7町におきましても例外ではなく、各町それぞれ独自の問題を抱えており、住民説明会、住民投票など、住民の意向の確認をした後に、合併協議会の離脱を決断される町が出てくる可能性は否定出来ないものと考えております。

そして、7町合併の是非についての結論が、仮に合併しないという結論になった場合、斑鳩町が、単独で存続するのか、また、引き続き他の枠組みでの合併協議を行うのかという判断につきましては、簡単に判断出来る問題ではないと考えております。

住民説明会の際に住民の皆様からいただいたご意見を十分参考にしながら、7町合併の是非についての判断と同様に様々な視点から議論を重ね、議会にもご相談申し上げ、慎重に結論を導き出していく必要があるのではないかと考えております。

私は、当初から、合併等については3つのハードルがあるということをおし上げております。まずは、新市の名前、名称、あるいは所在地の問題、あるいは議員等の年金の問題等、これは3つの問題があつたわけです。私はやっぱり、斑鳩については、歴史ある由緒ある名前でございますから、当時自治省、今の総務省でも、歴史ある由緒ある名前は残していこうということで進められておるわけでございます。

そういうことから、私は常々発言をさせていただいておりますように、この斑鳩、飛鳥はブランドでございますし、そういうことも踏まえながら、我々世界遺産のまちとして、1993年、平成5年に世界遺産に登録をされたわけでございます。そういうことも踏まえながら、我々は法定協議会の時にも申し上げたように、7町の名前を省いて公募するのはいかなものかな、そういうことも申し上げてまいつたわけでございますし、結果的にはそういうことになっておりますけれども、私はやっぱりこの住民投票条例を6月に斑鳩町の議会から、あるいはまた平群町が3月議会で町から提案をされてますし、王寺町にしても上牧町にしても9月議会に提案をされるようでございますけれども、私はいずれこの住民投票についても、先ほど来から出てますように、平群町が11月

7日という日程がどこから出たのか、それは12月議会にさかのぼってそういうことが出たけども、平群の町長に問いますと、全くそんな議論はございませんと。するんだったら、やはり4町すべて足並みをそろった日程にしていきたいと思いますという話もされてます。当然するとしたら、4町それぞれ一緒にしていきたい、そういうことも考えてますし、私自身もそういうことを申し上げてきております。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 後半部分の町長の答弁に関しては、以前にも聞いておりまして、その辺については私も感じるころはございます。この長い歴史の中で、斑鳩町というもの、こういうものを住民と共に、やはりこれからもやっていこうするその真意のことについては私も理解出来ます。

ただ、前段の答弁については、やはり日頃の町長が言っているお話とはちょっと違うような気も受けます。公の場ではなかなかそういう形ではとれないということはわかります。ということは逆に、普段でも、やはり我々、また町民に対しても、誤解を招くようなやはり答弁はいかがなものかなというふうを感じる次第です。

同じような質問になりますが、あえてまた聞かせていただきます。

崩れた場合、崩れた前提のことは物は言えないということではと思いますが、もし安堵町、7町の合併が崩れて、5町2町とか、6町1町とか色々あるでしょう。全部崩れてしまうというようなこともあるでしょう。ただ、安堵町さんの方で、斑鳩町さんと、吸収合併でもいいんだけど合併したいというふうな申し入れがあった場合、斑鳩町としてはどのようなお考えを示すか、時期的には早く1年ですとか、また次にでも考えようと、もっともっと先の話になるというようなことで、具体的なご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 市町村合併は、住民の生活に大きくかかわる重要な問題でございます。仮に質問者が言われるような他の枠組みでの合併が出てきました場合でも、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、7町の合併協議の際と同様に、住民の意向を十分に酌み取った上で慎重な審議が必要であろうと考えております。

いずれにいたしましても、斑鳩町の町民の方々が、仮に安堵町と合併をしても、斑鳩町の皆さん方が、そういう点で、先ほど申し上げたように、結果的なものが出

た場合は、やっぱり合併にはなっていない。あるいはまた、そういう意向でそれでもいいという判断が出れば合併ということも考えられるわけですけども、私はやっぱり斑鳩町の町民の判断等十二分に考える中でこのことを慎重に取り扱っていかねばならないと思っております。

いずれにいたしましても、これから7町合併についての住民説明会、そして、その是非を問う住民投票を実施してまいるところでありますので、まずは7町の枠組みについての結論を出すことに専念したいと考えております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） そういうお答えがあるだろうと思っておりましたのは、7町の枠組みを優先して住民の意見を尊重していきたいということだと思いますが、個人的な見解ということでもよろしいんですが、例えば郡山と安堵町が、郡山と斑鳩町でと、どちらかなといった場合、町長は、それは斑鳩町の方がいいだろうというふうにお考えですか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今のご質問は、大和郡山と斑鳩と、斑鳩がええやないかということよりも、私は安堵町の選択だと思いますし、また郡山市は郡山市の選択。安堵町が斑鳩とうまくいかなかったら、郡山市へあえて望まなきゃいけないわけですから、ただ大和郡山市がイエスかノーか、これはまたわかりませんし、なかなか難しい問題ですし、今のご質問は、やっぱりこれはちょっと適正を欠いているように思いますし、そこらをちょっとやっぱり十二分に判断をしていただかんと、やっぱり安堵町は安堵町として十二分に考えておられますから、そこまでは私は申し上げる筋合いではございません。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） そのような私の質問にも、ちょっと無理押しがあったかなというような気もいたします。

それでは、次にですが、町長の合併に対しての真意はというところでございます。

これは、非常に細かいところというふうに言われるかもしれませんが、先日議会事務局前のロビーで合併問題で学ぶ会の方々と打ち合わせをしている時、その際町長は、雑談ではありますが、斑鳩町が住民投票条例を出さなければ、私は合併離脱宣言をしていたということをやはり町民の前でお話しております。こういう発言に対して真意をお伺いしたいわけですが、やはり雑談の場であっても、やはり私はじめ住民の方々が、今後

の町民に対しての情報提供、勉強会を、どういふふうにしたらたくさんの方々が集まるか、何回ぐらい開いたらいいのか、今後も9月の12日の日にも、やはり勉強会を開いて講師を招いてという話し合い、みんな集まってもらおうという席でのやはり町長のこの発言については、そういった方々に対しても配慮が欠けていたのではないかなど、私は思います。その辺に関して、この合併離脱宣言をしていたということについての町長の真意をお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、入院中に、助役さんの方から、6月議会の関係で、市町村合併特別委員会で、その委員の中で、離脱したらどうかという助役に質問があった。その質問の中で、助役さんは、6月議会に、今、議会からご提案されている住民投票条例がございますから、今、そのことについては、住民投票の結果を尊重しなければならないというご答弁があったようでございますし、私の病床でそういう話をされておりました。

そういうことの経過を踏まえる中で、今、住民投票条例が制定をされたわけですから、この関係等について、今まさにこの住民投票条例が出た結果いかんによって我々は判断をしてみたい。当然、住民の皆さんのご意思でありますので、その結果を尊重してみたいという趣旨でございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 第16条の、町長は、住民投票の結果を尊重しなければならないということにまずは専念する方向でということでございます。ただし、町民に対して、やはりそういうところでも、私は離脱宣言をしていたというような言葉があれば、ああ、町長は合併に対して反対しているんだなというふうにとられてもやむを得ないではないかなというように思います。再質問したいんですが、確認にとどまっておきます。

次に、住民投票に関してでございます。これは、前の議員の質問にも重なりますが、再度ご質問させていただきます。

ただいま住民投票を行うとしているのは、先ほど町長の答弁にもございました、平群、斑鳩、上牧、王寺ということで、この4つの町が住民投票を、今、行う予定と聞いております。

先ほどの議員も質問しておりますが、投票日を合わせるのかということなんですけど、先ほど町長は、平群の町長が私はそんなことを言った覚えがないんだということでは

ございますが、今のところ11月7日というふうに聞き及んでいるわけです。斑鳩町は、恐らく11月の14日以降ということだろうと思います。そして、情報によりますと、上牧は11月後半ぐらいだろうというふうにも聞いております。王寺町は12月に入ってからだろうと、これは推測でございますが、そういうふうな声も聞いております。ということは、やはり、先ほど平群の云々でも、平群町がもしノーと言った場合は斑鳩町は投票しないのかということにもかかわってきますが、やはり公平さということを踏まえたと、やはり4町が同日で同時間でやるのが私は公平ではないかと思えます。やはり他町の動向を見て云々となると、確かに予算の面についてはそれは助かりますけども、やはり4町同時に行って住民の真意を問う。

私は、この公平さという部分では、やはり各4町それぞれの条例をつくっていきましたけども、やはり年齢についても、それから開票の件についても、永住外国人の件についても、やはり私同じであった方が、やはり町民に対しては公平という部分では理解出来るのではないかなというふうに私は思います。

そこで、斑鳩町としては、この投票日ということについて、再度またご質問させていただきます。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、おっしゃられたように、最初の時にも答弁いたしましたように、この関係等については、平群町、王寺町、上牧町は恐らく理事者側から提案をされておられると思いますし、斑鳩町だけが議会の条例制定をされたと思います。ただ、王寺町の場合は、7町合併に賛成か反対か、賛成だが7町以外の合併を望むという3つの選択肢をされておるようでございます。上牧町はまだ出ておりませんが、一応そういう経過でございますし、先ほどから申し上げてますように、平群町が11月7日で、いつそれがどこから漏れ落ちたのかそれはわかりませんが、やっぱり平群町の町長等に聞きますと、そんなことは全くないと。ただ、恐らく皆さん方が、12月議会にそれをかけようとするれば、11月のその時期しかなかったんじゃないかなということの憶測で出たということでございますし、平群町の町長に聞きますと、やるんだったらやっぱり4町共にやるのが一番ベターではないのか。吉野郡にいたしましても、大淀、下北山が同日にやっておられますし、当然、この7町の関係等についても、斑鳩、平群、王寺、上牧は同じ日にして、そしてその日程がどうなるのか、あと臨時議会を開くのか、そういうことについてはまた協議をしていくことが一番いいんじゃないかなと、



そういう気持ちでありますので、今のところほどこともまだ、憶測でおっしゃっているだけで、11月7日とか、あるいは11月下旬とか、私の方は11月13日の予備日を含んだ説明会を終わってから後ということでございますから、その辺は若干まだ時間がございますから、9月中でも、あるいはまたその辺で、またそういう王寺、上牧の議会が条例を制定されて、そしてまたある日程が定まってまいるとすると、お互いに話を、事務局同士で話を、そういう日程を合わせれば一番いいんじゃないかなと考えております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 町長の最後のお答えの中で、まだ時間もあるから、これから調整していけば、4町一緒に持っていけるのではないだろうかということでございます。ぜひ各町の理事者間とも調整していただいて、一緒に投票出来るようにお願いをしておきます。

それでは、次の質問にまいります。

これも住民投票についてでございますけども、非常に、今、私も含めて色んな団体が投票率を上げようということで頑張っておられます。チラシを配ったりポスターを配ったり、あと講演会を開いてみたり、投票日まで皆さん頑張っておられます。その中で、投票率が高ければいいんですが、例えば60、70という高い投票率であればいいんですが、非常に低かった場合、例えば50%を割った場合は斑鳩町の場合は開票しないわけですから、例えば51%というような、50%をちょっと超えたといった場合に、賛成、反対ということですが、開票するわけです。その時に、もし26%の反対ということであれば、私はどうかな、スムーズかなという気もするんですが、斑鳩町の雰囲気を見て。ただ、もしこの開票結果、26%が反対であったとした場合ですね、過半数を超えているわけです。過半数の場合は住民投票の結果を尊重するということだと思いますが、賛成が26%という投票率であった場合、町長は当然住民の投票を尊重するというふうにお考えだと思いますが、あえて確認をしておきます。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この斑鳩町合併について意思を問う住民投票に関する条例第16条には、「町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」。あくまでも住民投票の結果、賛成、反対、何票、何票、その結果で私は判断をしたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、住民が賛成が僅差であっても、当然、条例に基づいて住民のその結果を尊重するというのを、今、町長はお答えいただきました。

それでは、議会がもし反対しても、町長は住民の結果を尊重するというふうに解釈してよろしいですね。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 議会が反対したらって、議会から上程されて、議会からそういうことをおっしゃっているんだから反対するという事は、町長がそういう尊重しなさいとおっしゃっているんだから、そういうことはいかなものかなと思います。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 確認させていただきました。

今後、どういう動向になるかわかりません。開票しない場合、開票して賛成多数ということになり、開票しない場合は議会に来るということでございます。その辺、今後の住民投票についての動向を十分慎重に今後考えていきたいと思っております。

それから、投票に際しての説明会ということについても、先ほども質問していただきましたけど、十分町としましても、やはり12回ということですが、特に出前講座についてはたくさんの要望があると思われまので、それに関しましても、混乱のないように対応していただくようお願いしておきます。

次に、それでは永住外国人の投票資格に関してでございます。大変な重要な問題なので、改めてこの場で強く永住外国人の投票権を賛成する議員の声とさせていただきます。

まず、私もこの件については後ほど色々お話ししますが、まずは、もし町の方の見解がございましたら、住民投票条例における永住外国人の投票資格についての町のご見解をお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、8月24日、市町村合併調査研究特別委員会での小野議員からのご質問の中で、私は1995年、平成7年の12月議会において、永住外国人の地方参政権付与を賛同する意見書を各機関に送付を議会からされておりますし、我々としてもそういうことの中で、平成5年の最高裁判決や、また平成7年の奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例など、参考にしながら我々としてもここにある。私は、やはり地方自治法の第10条の住民の意義及び権利義務などによると、市町

村に住所を有する住民は、その国籍を問わずその市町村から等しくサービスを受ける権利を有すると共に、税、負担金、あるいは保険料などの負担の義務を負うとされてますし、住民としての基本的な権利義務は、日本国民にも外国人にも認めていると、そういう問題からこういうことの中でそういう話をさせていただいたという答弁をさせていただいておりますし、今、三木議員がおっしゃるのは、市町村合併特別委員会でも賛否両論があったというふうに伺っておりますし、熱心に議論いただいておりますので、やはりこの問題は十二分に検討していただいた方がいいのではないかなと思っております。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） なかなか、理事者側、町の方にこの問題を質問するのはどうかな。ということは、理事者側の方が決める問題ではないからですね。ただし、私たち住民から選ばれた議会人としては、この問題をやはり重大視していかなきゃならないと思っておりますが、この投票資格についてですが、斑鳩町でのこの経緯は省くといたしまして、我が町は、6月議会で投票資格を認めないといたしました。その後8月30日に、在日本大韓民国民団県中央本部より抗議があり、要望書が出されております。また、9月1日には、県内の学校に通う子どもたちの在日韓国人保護者がつくっている奈良在日外国人保護者の会からも抗議文が届いております。

反対議員は、プライバシーの問題があると。また、合併は自治体執行権にもかかわる。永住外国人を含むのは憲法違反になりかねないという発言をされておりますが、8月の合併特別委員会でも言いましたが、140近い全国の自治体が、住民投票をした際、ほとんど投票権を賛成としており、奈良県下においても、東吉野村、山添村、大淀町、下北山、平群町でも制定され、いずれも永住外国人の投票資格を与えております。平群以外、王寺町、上牧町もこれにならうものと聞いておりますが、また総務省において、私も先日もこの場でお話しておりますが、法律の見解は、地方自治法に基づく住民投票は、首長や議員が判断の参考に行うもので、法的拘束力もなく、公選法に基づく選挙とは根本的に異なる。よって、永住外国人に投票権を与えるのは各自治体で判断により行うもので、与えても与えなくても地方自治法上は問題ない。投票権を与えることが憲法違反になるかどうかは、総務省ではコメント出来ないが、ただ他では憲法違反になると問題になったケースは聞いたことがないというふうに言っているわけでございます。

また、永住外国人は、奈良県下では6,000人いるわけで、7町全町でも700人、斑鳩町では120人、在日韓国人の方は65人おられます。先日の合併特別委員会の

中でも、一議員の中から、インターネットで調べたものと思いますが、永住外国人の投票資格について、大阪府の守口市、門真市、そして兵庫県揖保郡の太子町が反対という姿勢を見せているということを答弁されております。

私もこの3件について、直接問うてみました。お話を聞かせていただきました。

まず、守口、門真市ですが、20歳以上で50%以下は開票しないと。永住外国人については、今年5月住民から直接請求の提案があり、8月議会で検討し、そして修正をし、投票権を認めております。また、9月19日、住民投票日と聞いております。この19日には、住民投票日だというふうに聞いております。

また、太子町ですが、竜野市と揖保郡4町の合併でしたが、8月に太子町だけが脱退しております。住民投票は、平成15年の6月に既に終わっており、その頃は条例をつくっているところが少なく、米原町、長浜市、淡路島の三原郡緑町等の条例を参考にし、反対したというもので、憲法違反云々ということはないようです。8月に太子町が脱退したので、今後は、永住外国人投票資格者については、最近の傾向を見ると、賛成になる方向でいくと思うというふうにお答えになっておりました。

また、竜野市については、1市3町で進んでおり、平成17年2月までには調印を行いたいと、また住民投票は行わないというふうに言っております。この3つとも、やはり永住外国人について反対しているということではないように私もこれは確認をさせていただきました。

私たち地方議会、地方議員の役割は、住民の意思と利益を代表し、行政を監視し、地域内の対立を調整し、地域社会をまとめ上げ安定させることとされています。今回のこの憲法違反発言云々が、もしこのままいきますと、この地域内の対立をますます起こし、地域社会をまとめず、混乱と不安定を招くものと考えます。事の重大さを十分認識していただき、住民を代表する議会人としても間違った方向に行かないよう、また斑鳩町議会歴史に残る正しい結果になることを望むものでございます。

最近では、韓国とは、スポーツの日韓ワールドカップ、芸能では冬のソナタ、日韓交流も盛んであり、観光客も日韓双方とも大変増えているようでございます。また、法隆寺の観光客も、大変韓国からの参拝客が多いようでございます。私も土曜日見ておりましたが、何組かの韓国の方が来て参拝しておりました。また、法隆寺の入り口には、パンフレットには、日本語、英語、韓国語、この3つのパンフレットが置いてあるわけです。それだけ、法隆寺にしても、韓国の方を、非常にたくさん来られるということで大

事にされている証拠ではないかなというふうに私は感じました。

全国の自治体の動きを見ても、投票権について賛成の方向に向かっております。賛成議員の一人として、反対議員の方たちもよくご認識いただけますようお願いして、この質問は終わらせていただき、次の質問にまいりたいと思います。市町村合併の件については終わらせていただきます。

次に、公園の環境問題と管理についてでございます。

まず、公園の環境問題について、草刈り等のボランティアが町内でもたくさんやっているようでございます。その内容についてお尋ねいたします。

今、ボランティアをやっている団体等がかなりあります。その個数と、またどのぐらいボランティア袋を配布されてますか。そして、ボランティア活動で1カ所に集められたごみ袋の焼却場までの経緯、それはどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ボランティア袋の関係につきましては、ごみ処理有料化の導入の時期に、家庭から排出されますごみと、地域の清掃活動とか各種団体等の奉仕活動から出ますごみとを区別するために作成をさせていただいております。自治会、団体等がこういう活動に際しまして、袋の必要枚数を申し出をいただく中で配布をさせていただいている状況でございます。

15年度の配布の実績ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、配布枚数につきましては6,250枚の配布をさせていただいております。配布先でございますけれども、自治会におきましては、延べで49の自治会に2,910枚の袋を配布をさせていただいております。各種団体につきましては、延べでこれも49の団体、1,860枚の袋を配布をさせていただいております。その他で、行政等が取り組みを行います関係の事業がございます。そういうことで、1,480枚の袋を使っております。

このボランティア活動とか奉仕活動をされた後、集積をされたごみの関係についてどのように対応しているのかというご質問でございますけれども、各種団体とか自治会で活動していただきまして、収集をされまして、その後のごみの処理につきましては、袋を配布をさせていただきます時に、実施をされます日時とか、その収集をしていただきましたごみの集積場所等を確認をさせていただいております。町の方で、その後収集を行っているという場合が大半でございます。しかし、団体によりましては、自らの手で

衛生処理場の方へ持ち込んでいただいているという団体もございます。

町の方で収集をいたします場合は、通常のごみの収集業務の合間に収集をさせていただくということになりますので、土曜日、日曜日に活動をされますと、翌週の月曜日から水曜日の間で収集をさせていただくということになりますということを申し上げて、ご了承をいただいて収集をさせていただいているということになっております。

あと、ボランティア袋に入らないような大型ごみの収集もあろうかと思いますが、原則としてはボランティア袋に収納をしていただくということできせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ご説明いただきました。そして、確認させていただきました。

ボランティア活動、ごみ問題だけでなく、色々と観光の通訳であるとか案内とかいうことでも、斑鳩町ではボランティア団体が数多くあります。そういった方々に対してのやはり動きやすい対応、町としてですね、表彰も色々ありますが、彼らは表彰してもらいたいということでやっているわけではないので、そのボランティアをやっていただいている方々に対しての色々な対応を、動きやすい対応を考えていただければということをお願いいたします。

ちょっと時間も迫ってきております。次に、公園の高木についてのお尋ねをさせていただきます。

高木については、非常に自治会の管理の公園においては、高くなったものは非常に刈りにくいという部分がございます。そういう面について、自治会が管理負担するのか、それともまた町が、そういうものに対して町が負担するものものなのかどうか、その辺のご見解をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 自治会で管理していただいております公園のその植栽の剪定につきましては、自治会でお願いしております。高木の道路へのはみ出しにつきましても、町内の各公園の定期点検時に確認いたしております、車両通行の妨げ等危険な状況であれば、管理をいただいております自治会に剪定していただくよう、点検結果として報告もしております。ただ、伐採や剪定について、高所作業車等重機が必要となるようなもので、自治会での対応が非常に困難だと、そういった場合につきましては、

その必要性を含め、自治会と協議をした上で町にて対応する場合もございます。しかし、日頃より特別な機材が必要とならないよう自治会へ適正な管理をお願いしているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、迫ってきております。次の質問に入ります。国政・県知事選挙において町の立場はということでございます。

町は、国政・県知事選に対して公平かということでございます。衆議院、参議院、知事選において、理事者側は保守系候補者に偏った応援をしていないか、どの候補者に対しても公平に扱っているか、近年の衆・参院選挙においても、保守系候補を応援していないかと、また役場横でのミニ集会でも職員が動員されているように思うが、それについてもいかがでしょうか。

それと、次の質問、2つ続けていきます。知事選において、県内首長の立場は。

県知事選においては、奈良県下各町長が後援会長を務めており、町長自ら保守系議員、町民に対して引っ張っているというふうにもとらえがちです。全国都道府県で、奈良県のように各町長・首長が後援会長をやっているところはあるか、まずこの2点についてお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1点目の関係でございますが、公務員は、全体の奉仕者として、その職務の遂行に当たっては、政治的に中立の立場を堅持し、政治の動向にかかわりなしに法律や規則に従って行政を能率的に運営して、その継続性と安定性を図り、住民から信頼されなければならないわけでございます。

地方公務員法第36条では、一般職の職員が「公の選挙又は投票において特定の人又は事件を指示し、又はこれに反対する目的」をもって「公の選挙又は投票において投票するように、又はしないように勧誘運動をすること」を禁止しております。

ご質問について具体的にお答えいたしますと、公務員である職員が公の選挙において個人の演説会等へ立候補者の政策などを聞きに行くことはありますが、これは職員が個人の意志や信条に基づき公の選挙における個人演説会等に参加しているものでありまして、動員されているものではございません。

また、職員のこうした行為は、地方公務員法で禁止している、「立候補者を支持する目的をもって投票するように又は、しないように勧誘運動をすること」、また、公職選

挙法で禁止している「選挙運動」には該当しないものと考えております。

2点目でございますけども、奈良県内では各市町村に現柿本知事の後援会があり、ほとんどの市町村で首長が後援会長をされていると伺っております。町長も、斑鳩町柿本善也後援会の会長を務めておられますが、柿本知事の行政運営の手腕と実績を評価されており、今後も県政の舵取りに励んでいただきたいとの期待を込めてされておるものと思っております。

近畿各府県の状況についてでございますが、和歌山県においては、50市町村中49市町村に後援会組織があります。そのほとんどの市町村で首長が会長を務めておられると伺っております。大阪府、兵庫県、三重県においては、奈良県のような後援会組織はなく、京都府においては、実態の確認は出来ておりません。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 公平かという部分についてですが、職員が個人の意志や信条に基づき公の選挙における個人演説会等に参加しているものであり、動員されているものではないということでございます。確かにそうしなければいけないんだと思っております。前回の役場横でのミニ集会で、やはり昼間職員の方々が数名出ておられました。当然この方々も、当然町から行ってきなさいということでもないし、昼休みを利用したわけでもない、休憩時間を利用したわけでもなく、個人の意志に基づいて行ったものと判断いたします。

それから、後援会長ということでございます。知事選挙における各奈良県においての首長が後援会長をしていると。この奈良県とか和歌山県というのが、ほとんど首長が後援会長をしているわけです。私、全国を調べたわけではございませんが、全国ではほとんど余りないのではないのかなという気がします。私は、他府県からの議員からもそのような指摘を受けております。

このような形がいいのかなというのはちょっと私も、縦割ですね、縦から来るのは疑問だと思いますが、このような形のものを今後続けていくかどうかですが、中央では今2大政党ということで、我々現在民主党も、それに向けて、選挙においてもペース&ペースという形で取り組んでいる次第です。この問題につきまして、今後、すぐではないが、私は検討課題の一つではないかなというふうにとらえております。

それでは、次の質問にまいります。



7月の参議院選挙の投票についてでございますが、新聞報道等によりますと、県内2カ所の特別養護老人ホームで投票偽造が行われたと聞いております。それでは、町内に不在者投票の指定施設は幾つございますか。また、その投票用紙の交付及び投票実績はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 選挙管理委員会事務局からお答えをさせていただきますと存じます。

斑鳩町内におきましては、ケアハウス第二慈母園及び特別養護老人ホーム第二慈母園の2カ所が指定の施設となっております。

ケアハウス第二慈母園では、参議院選挙におきましては、16名の請求があり、うち14名が不在者投票をされました。また、特別養護老人ホーム第二慈母園では、19名の請求があり、18名の方が不在者投票をされた実績がございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 確認させていただきました。

それで、その投票について、病院等での不在者投票の具体的な方法ですね。私たちは、普段各指定した場所で、こういう囲いがある、そこで順序でするわけです。こういったところの不在者投票の方法ですね、これは具体的にどうされてますか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 病院等施設等におきます不在者投票の事務執行につきましては、事前に奈良県選挙管理委員会より指定施設を対象に説明会が行われております。その中で、公正かつ正確な事務執行がなされているものと考えております。

具体的には、まず、施設の長は、入院者本人の意思を確認した上で、選挙管理委員会に投票用紙を請求されます。また、請求を受けました選挙管理委員会では、選挙人名簿と照合し、選挙権を有することを確認の上、郵送または使送により投票用紙等を施設に交付をいたします。施設では、施設内に不在者投票所を設けまして、不在者投票管理者1名、投票立会人を1名以上、そして車椅子等の介助者を含む事務従事者、その他代理投票の補助者2名を置き、投票の秘密保持のため、選挙人を個別の投票所に案内し、投

票用紙等を交付し投票をさせることとなっております。選挙人が投票用紙に記入した後は、まず不在者投票用内封筒に入れ、それをさらに外封筒に入れ、外封筒に選挙人が署名し、また外封筒の裏面には不在者投票管理者及び投票立会人が署名し、そして不在者投票管理者がその外封筒を受領し、厳重に保管をして、後日選挙管理委員会に郵送または使送により送致をすることとなっております。

このことにつきましては、第二慈母園にこの不在者投票の方法をお伺いいたしましたところ、今申し上げましたとおりでございます。投票用紙等の受領や送致等におきましても、施設の職員が使者となって厳重かつ確実に行われておるものでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 詳しくご説明いただきました。私たちがやっている投票用紙以上のきちっとした形でやられているものと思っております。また、第二慈母園では、園長も含めて、私も親しくさせていただいて、こういうことはもちろんないと思っております。ただ、やはりこういったホームが、斑鳩町においてもますます増えてくる可能性がございます。そうした場合においても、今後町としてのご指導をいただけますようお願いしておきます。

次の最後の質問にさせていただきます。

これも7月の参議院選挙においてでございますが、県下の田原本町の助役、木津町長などが、地位利用による公職選挙法違反で逮捕されております。そうした地位利用は、斑鳩町では行われていないと思います。大変私この質問は失礼かと思えます。当然そんなことは斑鳩町はないわけでございます。ただ、やはりこういったことが、やはり奈良県下だけでなく、全国においても非常に、多々見られるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、念のためではございますが、町長と助役に、この件につきましてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） そういうことはございません。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ご心配をいただきありがとうございます。私は、公職選挙法に抵触するような行為はしておりませんし、公職選挙法は常に十分認識し、職務にかかる倫理の保持に務めているところでございます。

○議長（浅井正八君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） あえてご無礼なご質問をさせていただいております。全国でこういうことが起こっておりますということで、確認という意味で質問させていただきました。

これをもちまして私の9月度議会の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、2番、松田議員の一般質問をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、一般質問をさせていただきたいと思いますが、まず第1番には、参議院選挙の結果と今後の政治展望についてお尋ねをしたいと思います。

参議院選挙の結果について、自由民主党と民主党の2大政党の流れが出来たと言われておりますけれども、町長はどのような見解を持っておいでになりますか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 参議院議員選挙の結果、民主党が躍進した要因については、政権与党である自民党の年金改革の取り扱い、国民への説明責任、国会での強行採決に対する反発とイラク多国籍軍への自衛隊派遣に対する批判などであると新聞等で報じられています。今回の選挙で民主党が初めて議席獲得数で自民党を上回ったことから、2大政党制の到来とも取り沙汰されており、私も2大政党の時代を迎えたのではないかと考えております。

私は、この2大政党制の中で、自民党と民主党が互いに政策論争を高められ、年金問題や構造改革の問題等、我々国民の生活に大きく関係してくる諸問題に対して、真に国民のための必要な政策が打ち出されてくるのではないかと確信いたしております。

地方の時代と言われる中で、経済情勢の低迷により、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しいことは十分認識しており、また、こういった状況のもとで、厳しい財政運営を強いられているのが現状であります。

私はこれまで、財源確保等、地方自治体の厳しい状況について、国や県に対しても、言うべきことははっきりと申し上げてまいりました。

いずれにいたしましても、健全で安定的な行財政運営を行うことが私に課せられた責務であり、そのためにも、中央政界での2大政党間の政策論争に大きく期待をいたしております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 民主党が躍進した要因について幾つか述べられて、それは新聞が報じているというふうに説明がされているわけでありますけれども、私は新聞が報じているということについては承知をしておりますが、ここでは町長の見解をお聞きをしておきたいと思っているのです。特に、斑鳩町も来年の秋には町長選挙が行われます。また、昨日の開票の奈良市長選では、250の団体から推薦を受けて組織選を展開した、現職が落選したという結果を見ています。こうしたことは、昨年の総選挙、今年の参議院選挙の大きな流れに通じるものを感じられるわけでありますけれども、今後の地方行政を携わる首長として、こういう事態をどのようにお考えになっているのか、町長自らの率直な意見をお聞かせいただきたい。先ほどの新聞報道で論じられている関係についてお述べになっていますが、そのことが即町長の見解であるというふうに理解していいのかどうかというふうに思いますので、念のためにちょっとお聞きをしたい、こう思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私といたしましては、やっぱりこの間選挙前の通常国会を見ますと、やはり強行採決をする。そして、小泉総理は、もっと時間をかけて話をしたらいいやないかということインタビューで答えられる。その関係から、私はやっぱりいつも申し上げるように、政府の関係等については、与野党がもっと話し合いをしていい最終の結論を目指したらいいと。そこに何らかの私は問題があると思いますし、今、やっぱり国民は、選択肢、今、私はやっぱり政治家そのものが、何か今自分のふるさとを忘れてきたような感じがする。改革、改革ばっかしが進んでいく中で、そういうものを多数決原理で押し切られていくと。議論がなかなか進まない。日程が合わない。そういう関係で法律がどんどん出来ていく。そういうことも一つの要因ではないか。もっとやっぱりこういう年金問題、あるいは郵政民営化については、議論を闘わして、そしてやっぱりみんなが納得する、そういうことになっていかなかったら、なってしまったら、こ

れすべてが取り返しがつかない。今、まさに1つを取り上げても、国鉄の民営化、あるいはN T Tの民営化にしても、国鉄でも何路線かかなり縮小された、駅員を縮小してきた。あるいはN T Tについても、通話料を、1通話、公衆電話でも、今まで3分10円のやつを1分10円にするとか、色々と模索される。あるいは公衆電話も撤去されていく。

そういう現状を見ますと、なるほど民営化ということになってはスリム化されますけれども、やっぱり我々国民にとってはそういう点については不自由であるし、またそういうことも踏まえる中で、もう少しやっぱり何らかの合意を求めていく、そういうことが今必要ではないか。

そういう点から、今、民主党の党首が代わられた。そういう点の期待度も込めて非常にこういう点では評価をされたのではないかなと思っております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 僕はやっぱり今度の参議院選挙の結果というのは、自由民主党としては、謙虚に受け止めて、反省すべき点は反省をするという姿勢が示されるべきであると思いますし、少なくとも党首の主体性を確立をさせて、党が結束をして政策の遂行に当たるということが最も大事でありますし、またそのことについて国民に説明責任を負うということについて不足をしていたのではないかと、こういうふうに思われますから、そういった点を十分に反省をし、今後対応をしていくということが強く求められているのではないかというふうに思っています。

そこで、2つ目の問題としては、2大政党制によって何が期待出来るというふうにお考えになってますか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 現在、国際社会も日本の経済社会も大きな転換期にあり、政策課題は山積しております。憲法改正問題、年金をはじめとする社会保障制度の抜本改革、外交・安全保障政策など、これらはいずれも政党の枠を超えて取り組まなければならない重要課題であり、緊張感を持った政策論議が深まることを期待したいと考えております。

いずれにいたしましても、衆参両議員が共に任期満了を迎える平成19年（2007年）まで、国政選挙も、また統一地方選挙もないという状況の中で、この今後約3年間は、選挙や世論を意識せずに国家の根幹に関わる政策を決定し、遂行することが可能な

、戦後まれな期間になるのではないかとされており、私も国家の基盤を固めるべき極めて重要な時期であると思います。

日本の未来を見据えた、民意を反映した建設的な論議が深まることにより、地方自治体においても、健全な財政運営が行えるような基盤整備の進展につながると思います。町民が明るい希望を持って暮らせるようなまちづくりを行っていくことが私の責務でありますし、そのためにも、実りある政策論議を期待するものであります。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、2大政党制の流れの中で、今日、与野党としてどうあるべきだというふうにお考えでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 与党においては、党内派閥の順送り政権をなくすと共に、責任政党として緊張感を高め、首相主導による政策の実行と党の結束が促されるべきであると考えます。また、野党は、単なる批判政党から脱却し、次期政権を目指す政党として修練されることが期待されますが、いずれにいたしましても与野党が責任ある政党として政策を国民に明確にした上で、政策論議を深め、日本の将来像を見据えながら、山積する重要課題の解決に向けて対応していただきたいと考えています。

先ほども申しましたが、地方自治体を取り巻く環境が非常に厳しい中であって、町民が明るい希望を持って暮らせるようなまちづくりを行っていくことが私の責務でありますので、そのためにも、与野党を問わず地方の行政を担う立場から強く意見や要望を申し上げてまいりたいと考えております。

このことにより、与野党間で国民の福祉向上のための実りある政策論議を期待するものであります。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） それでは、年金制度をめぐる対応についてお尋ねをしたいと思います。

参議院選挙では、年金制度の対応のあり方が焦点の一つになったというふうに理解をしています。年金制度は、国民生活に安心感をもたらす「百年の計」であるべきだと考えます。持続可能な年金制度の構築を急ぐべきだと考えているわけではありますが、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 年金制度についてであります、質問者の述べられておりますとおり、老齢、障害または死亡によって生活の安定が損なわれることに対し、国民の共同連帯によって防止するという、健全な国民生活の維持と向上には欠くことの出来ない最も基本的な制度であると認識しております。

このたび、国民年金法等の一部改正においても、さらなる少子高齢化の進展が見込まれる中、社会経済の変動に柔軟に対応出来る持続可能な制度を目指すことを趣旨として給付と負担の見直しが行われ、制度改正法は成立したところであります、年金の実際の給付水準は、今後の人口構造の変化や経済情勢によって大きな影響を受けることになるわけであり、つまり、社会全体の変化が反映するわけであり、年金制度だけでなく、日本の社会全体について将来の姿を見据えることが大切であると考えております。

したがって、年金の一元化や財源の論議を含めた社会保障制度全般についての一体的な見直しは、非常に重要な課題であると考えております。年金制度改革に関する三党合意に記されているように、社会保障制度の全般的な見直しや年金の未納問題についての与野党による論議は早急に取り組む必要があり、消費税も視野に入れた財源の検討も重要ではないかと考えております。三党合意に基づく協議の場につくことを民主党が拒否されているような状況であります、公党間の合意というものは重要で尊重されるべきものであり、与野党の垣根を取り払って、いち早く協議の場を設けられ、社会保障制度の見直しについてじっくりと取り組んでいただくようお願いするものであります。

この社会保障制度の見直しについては、内閣官房において、労働界・財界を含めた「社会保障の在り方に関する懇談会」が設置され、今後、国民生活における基本的役割、制度の持続可能など社会保障の基本的な考え方、税、保険料の負担のあり方、年金制度の体系のあり方などが検討されることになっており、これについても注視していきたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 次に、義務教育費の国庫負担金の削減についてでありますけれども、国と地方の税財政を見直す三位一体の改革と義務教育費の補助金削減について、幾つかの点でお尋ねをしていきたいと思っております。

地方分権の実現は、国と地方の行政構造を変革することにあります。その本旨に基づき、国と地方の税財源のあり方を見直すことが必要であり、これらは三位一体の原則を踏まえて実施しなければならないと私は考えます。

全国知事会議では、地方6団体が総額3兆2,000億円の規模の補助金削減案をまとめたと言われています。この削減案に、2兆5,000億円の義務教育費国庫負担金のうち、中学校の教員給与8,500億円の削減が盛り込まれていると言われ、義務教育の小中学校のうち、中学校を切り離して教員給与8,500億円を削減の対象としているのはどのような理由によるものと理解をされているかということが1つであります。

高齢化の進展で社会保障関係の補助金削減は困難であるし、既に削減を進めてきた公共事業の補助金削減には限界がある。さらに、3兆2,000億円規模の削減案とするために、義務教育費の補助金に手をつけざるを得ないということになっているのでしょうか。義務教育費は、憲法で保障し、国が責任を持って行うべきものではないのか。義務教育に対する補助金を他の補助金と同列に扱うことに疑問を抱かざるを得ないのでありますけれども、この点について町長の見解を伺います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、義務教育の国庫負担の削減についてをお答えいたします。

私は、地方が担うべき事務と責任に見合った税源移譲、それに伴う国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税の見直しは、三位一体の改革の理念については十分認識しております。

また、三位一体の改革により、地方への税源移譲を進め、国庫補助負担金の交付という形でしばらくは国の関与を排除することで、地方公共団体が、それぞれの地域の実情にあわせた主体的な行政運営が可能になるとも考えております。

しかしながら、憲法で保障されております義務教育に対する国庫補助負担金も他の補助金と同じように扱われることにつきましては、疑問を持っております。

義務教育には、2つの側面があり、1つには、国家・社会の要請に基づいて、国家・社会の形成者たる国民を育成するという側面、2つには、個々の国民の教育を受ける権利を保障し、その個性や能力を伸ばし、人格を完成させるという側面があり、そのバランスをとることが重要であります。

そして、義務教育は、1つには、社会形成する一因として、共通に身につけるべき基礎・基本を習得させ、その規範を尊重する態度を養うと共に、伝統や文化を継承させ、併せて国民経済の諸活動を営むための基礎となる資質能力を培うといった「国家・社会



の基礎となる国民教育」としての意義、2つには、人が人として生きていく上で、個人の尊厳を全うし、その個性と能力を伸ばし、自らの力で自らの幸福を追求していくための基本的な資質能力を培うといった「国民の教育を受ける権利の最小限の保障」としての意義、これらの2つの意義を有しており、憲法で保障され、また憲法の要請により、全国どこにおいても、すべての国民に対して、等しく、無償で実施されております。

このことから、私は、義務教育は、国が財源を完全に保障し、責任を持って行っていかなければならないものと考えております。

教育は未来への先行投資であり、教育とは何かといった根本的なところを議論しないで、また認識もしないで、これを外せば8,500億円だとか、事務職を外せば何千億円だとかいった、金目だけの数字合わせに終始しているように思え、残念でなりません。

三位一体の改革の初年度である平成16年度に国がとった態度のように、財源移譲が先送りされたまま、突然に地方交付税のみが大幅に削減される状況の中で、税源移譲の担保がないままに、教育費国庫補助負担金の削減が進められていくことに不安を感じているのは事実でございます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 報道によりますと、全国知事会議で、柿本奈良県知事は、「日本は全体として国庫補助金が多過ぎる。その1つが義務教育費国庫負担金であり、多過ぎる補助金削減の先鞭をつけることから、一般財源化はやむを得ない」と、義務教育費国庫負担金の削減に理解を示したと言われております。その一方で、地方への財源確保の措置が不安であるとも言っております。いわゆる補助金削減と、地方交付税など税源移譲に確信が持てず、疑心暗鬼の中で対応をしておられるように思われて仕方がありません。知事または県から、このことについて何らかの情報を地方自治体として、斑鳩町として受けておいでになるかどうか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 三位一体の改革については、「三位一体改革の動向についてのお知らせ」という形で、県より情報提供を受けております。

最近では、6月3日に「骨太方針2004」が示されましたことに関しまして、6月4日付で市町村長あてに、そして、8月19日に地方六団体が国庫補助負担金等改革案を発表したことに関しまして、8月20日付で市町村長あてにそれぞれ情報提供があり

ました。

報道によりますと、「日本は全体として国庫補助金が多過ぎる。その1つが義務教育費国庫負担金であり、多過ぎる補助金削減の先鞭をつけることから一般財源化はやむを得ない」と義務教育費国庫負担金の削減に理解を示されたということではありますが、これを受けて、知事または県から、その姿勢や方針などの情報提供は、現在までのところございません。

知事が県政を進められておられるこれまでの姿を見る限り、教育費国庫補助負担金の一般財源化に伴い、義務教育に関する経費が削減されることは考えられませんが、しかしながら、義務教育を預かっています本町にとって、大変重要な問題であると認識いたしておりますことから、今後の県の動向を注意深く見守り、強く働きかけてまいる所存でございます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 県からそれぞれ情報の提供を受けているということではありますが、それでは新聞報道などに言われているような内容について、県が情報として自治体におろしているのでしょうか。その内容はどのようなものなのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 知事さんの内容等について今お尋ねでございますけども、先だっ  
ての新聞の記者会見等を見ますと、断腸の思いでやむを得なかったということで知事は記者会見をされております。いずれにいたしましても、やっぱりこの義務教育の補助金の削減等については、文部科学省の河村大臣も、やはりこういうことについてはバランスを崩すというところから色々とおっしゃってますように、今後は奈良県の市町村会等におきましても、色んな議論が出てまいることは事実であろうと思います。我々そういうことを察知しながら、今質問者がおっしゃるようなことについて出来るだけ努力をしてまいりたい。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 県からこのことについての具体的な知事会の模様などについての情報提供は、必ずしもあったのかなかったのかと言いますと、明確にお答えをいただいているように私は思います。

ただ、言われていますように、国家の基本にかかわる教育問題を、数字の操作で軽々に扱うべきではないし、足して2で割るというような手法が納得出来ないということに

については、意見が一致するんだらうと思います。補助金の廃止は、政策論のない数字合わせであってはならないと考えますし、私は義務教育の補助金削減が本当に妥当であるのかどうかということについての本質的な掘り下げた議論が欠落しているように思います。今こそ十分に徹底した議論が尽くされるべきであるというふうに考えますけれども、町長、あるいは教育長の考え方をお聞きをしておきたい、こう思います。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 我が国における義務教育費に対する国による財源保障の制度は、戦後一時期廃止されたことがありました。その結果、義務教育におけるナショナル・ミニマムの水準の確保が困難になり、教育条件の全国的な低下、地域間格差の拡大が生じたという事実がございます。

そして、これら事態を改善するため、地方行政関係者や教育関係者が国に対して、財源保障の要望を行い、昭和27年8月、現在の義務教育費国庫負担法が制定され、翌年施行されたという復活の歴史がございます。

私は、教育は、未来への投資であると考えます。

義務教育は、明治以来の近代化や戦後の経済成長を支えてきた柱として、大きな役割を果たしてまいりました。天然資源が乏しい我が国において、21世紀を生き抜くに当たっては、人こそが最も重要な資源であり、その育成が最大の課題であると考えます。言いかえるならば、まさしく国家百年の計であり、その投資に当たっては、中長期的な視点で考えることが重要であります。

今、一番力を入れなければならない教育について、本質的な議論のないままに進めることは、我が国の未来の可能性、さらに言うならば、一人一人の子どもの可能性をつぶすことになるのではないかと考えております。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 義務教育費国庫負担金の削減についての教育長の考え方ということでございますが、ただいま議員がおっしゃっていただいておりますとおりでというふうに思っています。

今回の削減案の中には、ほかに私立学校の助成費、あるいは経済的に苦しい小中学生への援助費等についても対象に入っております、大変大きな問題であるというふうに考えております。

さらに申し上げますと、今、町長も申されましたけれども、戦後一時期制度が廃止さ

れたことがございます。そうした中で、教育条件におけます地域間格差が顕在化したことも事実でございます。28年に現在の義務教育費国庫負担制度が改めて制定されたという経緯がございます。

こうしたことを含めまして、拙速な補助金削減ではなく、この問題につきましては、国家の重要な問題でありますことから、将来に禍根を残さないためにも、国におきまして十分な議論を尽くされることを強く望んでいるところでございます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 地方の補助金削減案には、義務教育のほかに公共事業費、公立学校や社会福祉施設などの施設整備費、私学助成費や在宅福祉事業費、私立保育園や児童福祉施設の運営費など161項目が上げられているというふうに言われています。

私は、三位一体の改革を推進し、地方分権を志向する立場から、国庫補助金に何が何でも反対だとは考えていません。が、義務教育費に対する補助金を他の補助金と同列に扱うことについては納得がいきません。全国知事会では、12の都県知事が、「義務教育費国庫負担金を削減の対象とするには反対であるけれども、地方分権を取り組む大局を重視した改革案の採決に賛成する」との意見を改革案に付記すべきだと要望していると言われておりますが、私はそれは当然のことであるというふうに考えているわけであり、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 平成16年8月24日に提出された「国庫補助負担金等に関する改革案」に意見を付記されたことは、全国知事会におきましても真摯に議論された結果であり、また、反対意見も地方の意見として国に示されたものと認識しております。

先ほども申し上げましたように、私は、地方が担うべき事務と責任に見合った税源を移譲し、それに伴い、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税の見直しを、文字どおり「三位一体」で改革していこうとする「三位一体の改革」の理念について、否定するものではありません。

しかしながら、財源移譲が先送りされたまま、突然に地方交付税のみが大幅に削減されるなどの国の態度を見ますと、税源移譲の担保がないままに進められていくことに大きな不安を感じておるわけでございます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 斑鳩町の教育委員会は、小中一貫教育の効率的な運用を目指して

、そのあり方を模索しているというふうに言われています。全国知事会などで義務教育費の国庫補助金の削減を容認する動きについて、先ほどからもお答えをいただいておりますが、どのようにお考えになっているのかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 義務教育費を安定的に確保する制度が廃止されることになりますと、教職員の給与水準の低下、あるいは人員削減など、教育水準の維持が困難になると予想いたしております。

この結果、これまで充実改善が図られてまいりました少人数指導や習熟度別指導、あるいは障害児教育や生徒指導の問題行動への対応等、さらには40人学級の維持することも困難になるおそれがあるというふうに思っています。また、各地方公共団体の財政事情によりまして地域間格差が拡大し、教育の機会均等が損なわれることになりかねないと思っております。

一方、教育に対します保護者からの期待や関心が大変高まっております、こうしたことから、文部科学省では、義務教育制度の抜本の見直しを進め、今回6・3制の見直しが示されているところでございます。

こうした中で、斑鳩町の子どもたちに豊かな教育を受けられる環境を提供し、また全国の教育改革に遅れないようにするためにも、小・中一貫教育の調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。こうした改革には、教員の確保、あるいは教材等の改善など多大な経費が必要となると考えておりますことから、義務教育費国庫負担金の削減につきましても、地方の教育改革に大変大きな支障を来すものというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 国と地方の税財源を見直す三位一体のあり方、行方というものが不透明なままに、地方交付税交付金の大幅な削減が、市町村の行財政を圧迫し、そして合併へと駆り立てているように思われるのであります。合併が果たして地方の行財政の改善につながるのかどうなのか、疑問を持たざるを得ないのです。国と地方の財源が、見直すことの原則が確立をしないままに市町村の合併促進が行われていると。市町村の合併によって真の地方財政の確立が期待出来るのかどうか。今なお確信が持てないままに町民説明会のスケジュールが決められていることについて、不安も感じます。

合併は、特例法による国からの財政措置が講じられていますけれども、しょせん借金であることに変わりはないというふうに思うのです。このままでは、協議会の論議は、行政項目ごとに処理手順を示したにすぎず、ここが知りたいということについてはすべて先送りになっています。このようなことで有効な説明会が出来るのかどうか、疑問でもあります。住民が合併の是非について判断し得る情報が提供出来ると考えているのかどうか。このままでは、合併してもしなくてもどちらでもよいという行政側の姿勢のよりに感じられます。合併によって新しい市政への期待と熱意が感じられない。単に事務的に業務を手順どおり進めているにすぎないというふうな受けとめざるを得ないのであります。いわゆる三位一体の改革と義務教育の問題に関連してでありますけれども、税のあり方、地方財源の確保の体制というものからながめまして、今申し上げましたような疑念と不安が生じるのでありますけれども、この点についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 地方六団体がまとめられました「国庫補助負担金等に関する改革案」の中でも述べられておりますように、本来、「三位一体の改革」は、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」であります。地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを行い、国民の豊かさとゆとりを実感出来る生活を実現することが出来るよう、財政面の自立度を高めるための改革であります。

しかしながら、改革の初年度である平成16年度は、財源移譲が先送りされたまま、地方交付税の大幅な削減のみが行われ、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となりました。

市町村合併は、地方分権を推進していく上での基盤整備のための一つの方策ではありますが、これは言うまでもなく、自主的に行われるべきものであります。突如として行われた地方交付税の大幅な削減など、市町村を先の見えない状況に陥れた中で、市町村合併が進められていくことには、大きな疑問を感じております。

今回、地方六団体がまとめられました「国庫補助負担金等に関する改革案」は、国と地方公共団体との信頼関係を確保するための一定条件を前提に、義務教育国庫負担金の削減には疑問を感じるものの、税源移譲に見合う国庫補助負担金廃止の具体案が取りまとめられました。

同時に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国庫補助負担金改革と車の両輪とも呼べる国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む、幅広い提案を行っており、地方の意見として、一定の道筋が示されたものと考えます。

本町におきましては、国もさることながら、県の動向も注視して、地方分権社会における真の地方自治のあり方について、その確立を図ってまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 私は、この質問を続けながら思うんですが、かつて小泉首相が強調しました米100俵の精神というのはどこへ行くんだろうなというふうに思っています。

国と地方の税のあり方、三位一体の改革によって、地方の税源移譲をするための国庫負担金を交付という形でしぼられていた国の関与を排除することで、地方公共団体がそれぞれの地域実情に合わせた主体的な行政運営が可能になるという地方分権の思想、それから義務教育は、国が財源を完全に保障し責任を持って行われなければならないものと認識するということについての町長の答弁については、基本的に共通の認識に立つことが出来る問題だと思います。町長、教育長は共に、三位一体の改革の初年度である平成16年度に国がとった態度のように、財源移譲が先送りされたまま突然に地方交付税のみが大幅に削減された、税源移譲の担保がないままに教育費国庫補助負担金の削減が進められることに不安の念を示しておいでになります。

全国知事会議での柿本奈良県知事は、財源移譲の担保がないことに戸惑いを抱きながらも、教育費国庫補助負担金の削減に理解を示したと言われてはいますが、今までの知事の姿を見る限り、義務教育費に関する経費が削減されることはないという知事への信頼感、期待感も示しておいでになります。このことがどのような形でこれらの斑鳩町の予算の中に示されることになるのか、特に来年度予算についてどういう結果を見る事が出来るのかということについて、私は注目をしてまいりたいと考えています。

次に、郵政民営化についてであります。

小泉首相が行政改革の「本丸」と位置づけております郵政民営化をめぐる与野党の論議が山場を迎えていると言われてはいます。政府の経済諮問会議では、民営化時点での経営形態などをめぐり激論が交わされていると報じられてはいますが、小泉首相は9月上旬の閣議決定を目指しているといわれます。これに対し、慎重な議論を求める声もありま

す。

「官」から「民」へと指向する行政のあり方について、次のように指摘をする声もあります。

「民」は、バランスシートや株価という数字がすべての国民には結果が見えやすい。だが、採算や結果で割り切れる「民」は、経済合理性に合わない地方や弱者を切り捨てることになりかねない。「官」の本来の業は、採算が合わないから「官」で担っているのだが、モラルが乱れているなら自浄を促し、「官」をつかさどる「政」の統治が強化されるのが筋道だと言うのであります。「郵政は何のための民営化が見えてこない」とも言われ、年金問題でも説明不足だとの批判があります。郵政民営化をめぐる論議は大いに行われていいと思いますけれども、足を引っ張り合うような今日の姿というのはどうもいただけないのではないか、このように思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 政府の経済財政諮問会議が8月31日にまとめた郵政民営化の基本方針（素案）によれば、最終的な組織形態として、窓口ネットワーク、郵便事業、郵便貯金、簡易保険の4機能を独立させるとしたものの、焦点となっていた持ち株会社の設置については先送りとなっております。このほか、公社職員の身分については、国家公務員から非公務員とし、また、首相を本部長とする全閣僚参加の推進本部を設置し、そのもとには、民業圧迫を監視する有識者による監視組織を設けることが盛り込まれております。

やはり、この郵政民営化の問題は、過去、国鉄や電電公社がそうであったように、避けて通れない問題であると思っております。しかし、総務省と金融庁の意見対立をはじめとして、政府と自民党、また自民党内でも大きく意見が異なっております。また、金融界など民間からも民業圧迫の強い懸念が示されており、解決の糸口が全く見えない状況にあります。

そうなった原因を考えますと、小泉首相が「まず民営化ありき」の持論の実現を急ぐあまり、国民に改革の必要性を訴え、そして国民の支持を得るという道筋を踏んでいないことに原因があると感じております。

経済財政諮問会議が、どう民営化するのかという技術論に終始し、なぜ民営化するのかという根本的な議論を十分にしていないことにも問題があると思っております。経済財政諮



問会議は、まさに国民不在の議論になっているのではないのかとも思うわけです。身近な郵便局が民営化でどのような影響を受けるのか、そういう利用者の視点に立った議論がされるべきだと思います。

全国一律に提供するユニバーサルサービスは、郵便事業については維持することで一致はしているものの、郵便貯金や簡易保険についても一体で維持していく必要はないだろうか、また、離島や山間部などの郵便局しか金融機関がない過疎化の地域があるという実情も考えれば、都市での利便性だけでなく、高齢者の多い地方からの視点が議論に反映される必要もあると思います。

郵政民営化は国鉄民営化に匹敵する大事業でもあるのに、小泉首相はなぜそんなに民営化を急がなければならないのか。内閣改造と郵政民営化を連動させようとする戦略には、大きな不安を抱くものであります。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） これまでの質疑の中でご答弁をいただいておりますのは、小泉首相が指導力を発揮をし、構造改革について今後どのように進められていくかについては、非常に期待をしている。また、首相指導による政策の実行と党の結束が必要であるとの認識も示されています。

その一方で、郵政民営化については、小泉首相はなぜそんなに民営化を急がねばならないのか。内閣改造と郵政民営化を連動させようとする戦略には大きな不安を抱くというように答弁を得ています。これらの答弁については、どのように理解をしたらいいのか、相矛盾をする内容も含まれているのではないかというふうに思うのですが、私はこういった姿勢が真実であるならば、小泉首相が強い信念で政治に取り組んでいく以上、それにふさわしい人事が行われるのは当然でありますし、首相が自分の責任で選ぶことが一番大事で、首相の判断を尊重すべきではないかというような強い意見もあります。地方の自治体の首長としての町長の立場から言っても、こういった面が行われるのではないのでしょうか。私はこのことを容認し、それぞれ議会が一致結束した体制のもとに行政が進められていくということが望ましい姿だというふうに思っています。

この問題につきましては請願が出されておりました、総務常任委員会で審議が付託をされておりますので、しかもその当委員会の委員長を務めるという立場から、これ以上この場所における質疑の続行と町長の見解を求めることは留保したい、こういうふうに思います。

いずれにいたしましても、私は、この種の問題は、それぞれの、首相が、あるいは首長が、政治生命をかけて取り組もうとしている問題については、十分な議論と十分な説明責任を行う中で実行されていくことが必要ではないかということを感じているということだけを申し上げておきたい、こういうふうに思います。

最後に、来年10月に実施予定をされております町長選挙につきまして、電子投票方式が採用されるのかされないのかということについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 電子投票の方式の導入につきましては、地方選挙でも電子投票を導入するため、平成13年12月議会において質問者が質問をされております。平成14年6月総務委員会での質問をいただき、先進地の視察等も行い、他市町村の動向をうかがいながら、また当町での実施に係る概算経費の算定など、調査研究を進めてまいっているところであります。

また、選挙人の意見も参考とするために、7月に執行された参議院議員通常選挙の選挙期間中に電子投票の模擬投票を体験していただき、アンケートにご協力いただきました。その結果といたしましては、回答者数87名のうち、操作がしやすかったと答えた方は75名で86.2%、将来電子投票を使った方がよいと答えた方は72名で82.8%でありました。一方、トラブルや機器の信頼性への不安等もあるとの声もありました。

選挙人の意見も賛否両論に分かれるところではありますが、現段階では、費用対効果の問題や、機器のトラブルの回避、地方選挙でしか導入出来ないこと等、課題もあることから、平成17年、来年執行予定の斑鳩町長選挙から導入するといった結論には至っておらず、市町村合併の協議も進められている中、引き続き調査研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 以上で終わります。

○議長（浅井正八君） 以上で、2番、松田議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午後0時04分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

続いて、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 議長の許可を得ましたので、私の質問に入らせていただきます。

まず、1番目、町道の整備についてお聞きいたします。

質問の要旨は、まず道路整備の総合的な考え方をお聞きしたい。その次に、歩道と車道は機能的に別個に検討しないといけないと思いますが、特に歩行者優先道路の設置、歩道の段差をなくす計画、学童通学路の整備につきまして、住民の意見を取り入れた取り組みをされているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

町内の道路の状況につきまして、本年度の4月12日付で、平成15年度町政モニターアンケート調査がよくそれをあらわしていると思います。アンケートの内容をかいつまんで申しますと、1つ目に、町内の道路についてどのように感じておられますかという問いの中で、答えの80%は、やや不満、または不満ということでした。2つ目に、このやや不満、不満と答えた理由につきましては、色々とあったわけですが、かいつまんで言いますと、町道の不整備が多過ぎる。幅員4メートル未満の道路がほとんどである。車道と歩道との段差が多く、自転車や車椅子での走行が困難である。新しい道路が出来ても古い道路の改善が進んでいない。国道25号線を横断するのが困難である。細い道が抜け道に利用されていて、歩行者は危険にさらされている。車優先で歩道はほとんどない。幹線道路の整備が悪く、町道も計画性がない。お年寄りには歩きやすい道はない。中には、役場の職員や議員の方々は車利用が多く気づくことが少ないと思いますが、民家の生け垣が伸びて道に張り出していたり、場所によっては色々と支障がある等々の意見が書かれております。

また、先月8月の18日に行われました子ども模擬議会でも、私は傍聴席にいましたが、出席20名の子ども議員のうち7名の方が、道路の不整備や歩行の際の危険性を指摘していました。その内容は、主に通学路や日常生活路で、子ども自ら危険を感じ、どうして危険な道路が整備されていないのかを切実に訴えていたように感じております。道路整備は、最も重要な課題としてきめ細やかに一步一步取り組んでいかないと、時代の要求から取り残され、旧態依然となってしまと考えます。

そこで、質問いたします。1つ目に、今、取り組んでいる町内道路5カ年計画の内容では、前述いたしました問題点の解決には少しほど遠いと思いますが、道路整備の総合的な考え方をお尋ねいたします。

2つ目に、具体的に歩道と車道は機能的に別個に考えていかないと解決しないと思いますが、車のなかった古来の道路を舗装し、車走行の両端を危険を感じながら歩いているのが現状であります。歩行者優先道路、これは一定の時間帯での設置もいけると思いますが、それを設置したり、また歩道の段差を徹底的になくす努力をすとか、学童通学路の一斉点検整備をすとか、またこれらの取り組みには住民の意見を十分取り入れたものにしてほしいとの考え方、取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 町内の道路状況について、町政モニターアンケート調査等におきまして、道路整備をはじめとする歩行者の安全性の確保、交通安全施設等の改善等種々ご意見、ご指摘をいただいております。

道路整備の総合的な考え方ですが、道路は市街地を形成する上での骨格となる場所でありまして、国道と県道が広域的幹線として町と周辺地域を結び、町道が町内を結ぶものとしたしまして整備を進めているところであります。

生活道路の整備といたしましては、幹線道路との連続性に配慮した道路及び地元要望によります必要な道路につきまして、道路整備5カ年計画を策定し、これに基づき整備を進めているところであります。

計画に当たりましては、安全性や快適性に配慮し、歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化など、道路環境の整備として進めておるところであります。

また、ご指摘の既存道路では幅員の狭いところも多く、また周辺道路の交通渋滞を避けるため、住宅内への通過交通の進入の増加しているところ等につきまして、歩行者に対する安全確保のためにも、現場条件の許される範囲におきまして、交通安全施設の設置や道路の部分改良を行い、今後改善を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今、部長の答弁の中にバリアフリー化、道路環境の整備をやっていきたい、また現場の条件の許される限り、範囲において、交通安全の施設の設置や道路の部分改良を行っていきたいという答弁でございますが、その際に、先ほど申しました住民の意見も十分お聞き入れしていただいて、今の現状道路、町民は満足しておりませんので、十分取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。町の防災意識をお尋ねしたいと

思います。

まず、水害ですが、先日の床下浸水があった記録的な大雨の後、どのような教訓を得てどんな対策を今後されていこうとされているのか。

次に、昨夜も皆さんびっくりされたような地震がありましたですけども、南海地震、東南海地震等が予測されておりますが、万一起こった時の対策は万全ですかということでお尋ねしたいと思います。

本年度、暑い夏も、異常気象のせいか、台風の到来も非常に多く、日本各地で水害が多く発生しました。また、多くの命が失われました。今まで自然災害が発生するたびに、多くの教訓が今後の防災対策の指針として繰り返し教えられるのですが、皮肉にもこの教訓が生かされることが少なく、自然の脅威に、人間は災難に遭い、命を落とすことも、今年も経験したところでございます。

ここで、我が町の自然災害への防災の意識について質問したいと思います。

第1点目に水害ですが、先日の、5月でしたか、床下浸水52戸やったと思いますが、ありましたが、記録的な大雨の後、どのような教訓を持って今後の対策に生かされようとしているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 本年5月13日に発生いたしました局地的豪雨により、町内で農地の冠水及び家屋床下浸水等被害が生じております。この被害につきましては、農業用水として必要な時期でもありまして、水門、堰板等の操作が適切に行われなかった、このことが一つの要因であると考えております。

本町では、これを契機に、現防災計画の中で水防配備を強化すると共に、災害発生時には即対応すべく資材等についても増加するほか、また斑鳩町建設業会に対しましても出動体制の整備を図っていただいております。

なお、近年では他府県においても、局地的豪雨により被害発生率が增大しておりますことから、降雨時には気象情報の収集を十分に行いながら、早い段階での水防配備を行うなど、災害の未然防止に努めているところであります。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 2つ目に、この大雨で竜田川はじめ町内河川の水位が今までにない数値になったのは、把握されておりますか。出来ましたら河川ごとの数値でお答え願いたいと思います。

また、竜田川両岸の堤防に設置しております張りブロック、これ、適切な表現かわかりませんが、張りブロックの土が流されておりました、ブロックがめくれるおそれがあるやに、素人判断ですが思います。そのことを確認されておりますか。また、その対策について、県に対して申されておりますか。ほかの河川についてもこのような危険がないのか、巡回された結果についてお聞きします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 気象予報等をはじめ異常気象時の連絡体制等について説明いたしますと、まず、奈良地方気象台から各関係機関に伝達されます。また、市町村に対しましても、ファックスにより逐次連絡を受けているところでございます。

一方、県の方では、河川課は、水防に関する予報警報及び関係情報の通知を受けた時、並びに水防警報が発せられた時には、速やかに関係課及び各土木事務所並びに市町村等に伝達されることとなっております。

土木事務所におきましては、各河川の自記テレメーターによる水位観測所を設置し、集中管理されておるところであります。竜田川におきましては、生駒市内に1カ所、平群町内に1カ所の計2カ所、そして富雄川におきましては、奈良市内に1カ所、生駒市内に1カ所の計2カ所が設置されております。これらの情報について、水位が増水すると、各市町村にも水防警報としてデータがファックスされ、状況に応じて町内河川のパトロールを実施して状況把握をしているところでございます。

なお、河川ごとに具体的な数値でということですが、本年5月13日の状況について申し上げますと、まずこれは、先ほど言いました県の水位観測所のデータでございますが、富雄川では石木観測所の水位として、これは通報水位が0.90メートルとなっておりますが、17時現在で1.02メートルと通報水位を超えました。そして、その後22時10分には0.38メートルと水位が減退していったところでございます。

また、竜田川に関しましては、まず平群の観測所でございますが、ここは通報水位は0.7メートルとなっておりますが、17時30分現在で0.72メートル、そして22時にはこれが0.63メートルと水位が下がっていった状況にあります。竜田川のもう1カ所、一分観測所におきましては、これは通報水位が1.0メートルとなっておりますが、16時10分現在で1.75メートル、そして16時30分では若干下がりましたが、また17時現在で1.8メートルと上昇しております。その後22時では、0

． 57メートルと水位が下がった状況にあります。

一方、町の方でパトロール、あるいは水防配備によりまして確認しておるものとしまして、富雄川、これは業平橋のところでございますが、18時現在で堤頂よりマイナスの2メートル30センチ、それが18時50分にはマイナス70センチメートル、そこまで水位が上がっていったわけですが、その後水位が下がり始めて、19時40分にはマイナス1.1メートル、20時現在ではマイナス1.4メートルと水位が下がっていった状況にあります。それと、富雄川、もう1カ所、安富橋のところですが、これは18時55分現在で、堤頂よりマイナス50センチであったのが、19時10分ではマイナス120センチ、その後19時25分ではマイナス150センチと下がっていった状況にあります。

一方、三代川の大和川の分流点ですが、これは河床からの水位を申し上げますと、20時20分で4メートル20センチ、その後21時20分では3メートル95センチと水位が下がってきております。同じ河川の他の箇所、あるいは他の河川においては、数値的なデータは記録しておりませんが、当日パトロール等により、その水位等の状況について把握に努めておったところでございます。

次に、竜田川における法面のブロック内土の流失についてでございますが、これは郡山土木事務所に確認いたしましたところ、既に土木事務所の方でも承知されておりました、現在復旧の準備をされているというところでございます。

また、こうしたことにつきましては、管理されている県がパトロール等により確認をされているわけでございますが、町が発見した時や、あるいは住民からそういった通報を受けた時は、我々は町といたしまして郡山土木事務所の方に連絡をしているところがあります。

以上です。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 竜田川のブロック内の土につきましては、復旧するように指示しているということでありますので、一安心しましたですけども、今まで、私も竜田川の前に住んでおるんですけども、ここまで水が上がらなかったわけなんです。今回5月に雨が降りまして、水位が急激に上がるもんですから、非常にびっくりしておるわけなんですけども、そういったことも確認しながら、やはり今後の対策に生かしていただきたいなと思います。

質問の3つ目ですけれども、昨晚も地震があったわけなんです、南海地震、東南海地震ということで報道されておりますが、こういった地震災害は、避けように避けられない自然災害ですけれども、万一起こりました時の対応策につきまして、斑鳩町としまして万全であるのかどうか。住民はその時、どのように避難をすればいいのか。また、ライフライン、救命活動、食料や飲料水の確保、また電気、通信網の復旧等の施策につきまして万全であるのかどうか。住民は、十分な避難活動、避難訓練を受けておりません。災害復旧は、だれがどのようにしたらいいのでしょうか。ボランティア活動もありますが、まさかボランティアに任すというわけにもいきません。行政のそういった対応についてお聞きいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町における災害対策について、その中でも特に、万一災害が発生した場合、住民がいかに迅速に対応出来るよう防災意識を高めているのかとのご質問でございますが、本町では、地域防災計画の中で、災害予防対策、地震災害応急対策・復旧対策、風水害等応急対策・復旧対策を定め、職員の参集体制をはじめ情報の収集・伝達、災害広報、消火・救助活動、避難所の開設・運営等について定めているところでございます。

住民の防災意識の向上につきましては、地域防災計画の中の地域防災力の向上の中で、広報紙等による啓発や防災訓練の実施等を通じ、災害の知識や災害の備え、災害時の行動といった内容について住民の周知を行い、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時においての自発的な防災活動が行えるよう防災意識の向上を図っていくと定めており、これまでも実際に防災訓練ということで、平成9年から校区別防災訓練として、3カ年で、西小、斑小、東小と3校やってまいりました。平成13年には、第1回の郡の総合防災訓練として斑鳩町で、今年第2回として安堵町で郡の総合防災訓練もそのような形で実施し、住民の防災意識の向上を図ってきたところでございます。

そういったことで、実際には、ただいま申し上げました具体的な町の取り組みといたしておりますが、そのような地域密着型、体験型の防災訓練をするなどして、様々な手法をもちまして訓練をすることによって備えてまいりたいと考えておるものでございます。

災害に備えての日頃からの心構え等の住民周知といたしまして、町広報紙を通じ、避難場所や避難経路の確認、懐中電灯やラジオ、飲料水や食料の確保の必要性等について



、年1回であります但住民周知を行っているところでございます。

質問者が言われてますような、災害発生時の被害を最小限に抑制するためには、住民の防災意識の向上を図ることが非常に重要であると認識いたしております。

今後におきましても、地震についての知識、家の中、外での地震対策、地震発生時の対応方法等といった具体的な内容について住民周知を行い、より一層の住民の防災意識の向上を図ってまいり、万一の災害発生時に住民自らが迅速に対応出来るよう努めてまいりたいと考えております。

それと、住民の避難やライフラインの確保、災害復旧等についてでございますが、まず住民の避難につきましては、避難所については、町内の学校、幼稚園等の公共施設を20カ所指定しており、開設の基準として、震度6弱以上の地震であれば施設の点検後速やかに全避難所の開設を、震度5強以下の地震、またはその他の災害が発生した場合にも、同じく施設点検後避難状況に応じて避難所を開設することにいたしております。

住民の避難誘導につきましては、消防団を中心に警察の協力を得ながら、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団と連携を図りそういったことを行ってまいりたいと考えております。

救命活動につきましては、消防団及び西和消防組合が警察と連携を図りながら救出活動に当たり、必要であれば自衛隊等の協力要請も行います。

食料、飲料水の確保でございますが、避難生活者を2,674人、総人口の約9.2%でございますが、を想定し、食料については、アルファ米、乾パンを1日分備蓄すると共に、備蓄物資以外の食料、日用品、医薬品等については、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結し、物資の確保に努めております。また、飲料水についても、被災者1人当たり1日3リッターを目標に応急給水体制の整備を図っております。

電気、通信網の復旧でございますが、電気、通信、ガスの復旧については、関西電力、NTT西日本、大阪ガスにおいて、ライフラインの施設としての機能の維持、回復を図るため、事業者において速やかな応急復旧が実施されることになっております。

災害復旧でございますが、災害の復旧については、市街地、住宅、産業、生活の復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制について定めた災害復興計画の策定を行い、被災者の生活再建を支援し、災害防止を配慮した復旧を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 先般、テレビ報道では、静岡県だったと思いますが、地震が揺れますと、やっぱりたんすとか物が倒れて、二次災害といいますか、非常に人命を落としたり、また怪我をされたりということが多い。特に静岡県は非常に地震の多い県でもありますので、たんす、物置に対して、留め金具といいますか、倒れる防止金具ですね、これを行政が、まちの大工さんを登録させて、一々各戸に大工さんを派遣させて、留め金具を留めておられる姿がテレビで報道されておりました。そういったきめ細やかな対策をしましても、やはり災害にはかなり被害を受けるものでございますので、住民の防災意識の向上並びに住民への避難訓練、これは二大対策かと思われまいますので、今後とも十分注意して行っていただきますよう要望いたしまして次の質問に入らせていただきます。

地方分権社会の真の実現に向けまして、地方がとるべき姿勢について聞きたいと思えます。

地方分権時代をどう進めていこうとされておられますか。また、その基本的な、総合的な考え方をまずお尋ねしたいと思えます。

その次に、具体的な施策におきまして、特に「教育、福祉、産業、文化遺産、住民参加、都市整備、少子高齢化社会に対応」について、1つずつその考え方を聞きたいと思えます。

去る7月31日から8月1日の2日間におきまして、鳥取県米子市におきまして、自立と再生を目指す「鳥取自立塾」が開催されました。鳥取県の片山知事が塾長でありまして、地方分権時代の先進地づくりを目指す志を同じくする各地方自治体の首長らを塾生に招きまして、共に語り合うといった研究会でした。

まず、塾長の片山知事が開会のあいさつで、財政の自立、産業の自立、個人の自立として、過度に他者に依存するのではなく、自分たちで出来ることは自分たちです、それが真の地方分権実現に向けて地方がとるべき姿であり、地域再生のキーワードであると考え方を述べられました。

続いて、各分科会に入られたわけですが、第1分科会では、子育て、福祉をテーマに武蔵野市長であります土屋氏が講師でスピーチされました。その内容につきましては、自立というのは、自分に合うものを発見することである。また、人間は身体的な存在で、言語によってコミュニケーションをとっている。私たちは、身体・言語・自然をキー

ワードに子育て、福祉を構築していこうといった内容でした。

第2分科会は、教育をテーマに愛知県犬山市長の石田氏が講師でスピーチされ、その内容につきましては、学ぼうとする力は、押さえきれない人間の衝動である。偏差値、成績表重視の教育は、本来の教育の姿ではない。子どもたちの学校教育、生涯学習は、学ぶことの喜びを教えることが教育の原点と位置づけられ、市独自の教育を目指しているとの内容でした。

第3分科会は、住民参加とコミュニティをテーマに、千葉県我孫子市市長であります福嶋氏が講師でスピーチされました。内容は、税金を使わない民間活動と、税金で物事を行う役所の仕事との連携が協働であり、団塊の世代がリタイヤされた後、行政のサービスを受けるだけでなく、サービスを提供する側で我々の市を支えてもらったら、すごい可能性が出てくるとの内容でした。

第4分科会におきましては、地方分権をテーマにされ、これは埼玉県志木市長であります穂坂氏がスピーチされまして、行政全体を分解して、一旦分解しまして、住民で出来ることは住民で、公務員でしか出来ないことは公務員です。これを徹底すれば、公務員の数は半減出来る。国ベースではなかなか変えられないが、地方から変わって国に教えてあげようと思うといった内容でした。

この塾には一般の人でも自由に参加出来まして、鳥取県は格安の宿泊施設も準備されまして、県が一丸となって県外の人をもてなしておりました。鳥取県のよい宣伝をするなあと感心いたしました。

そこで質問いたします。

町長はこの研究会をご存じですか。また、地方分権時代をこれからどうやって進めていこうとされておりますか。そのことにつきまして、まず基本的な総合的な考え方をお尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 地域の自立と再生を目指す「鳥取自立塾」につきましては、先ほど質問者も言われたとおり、鳥取県の片山善博知事が中心になって、7月31日、8月1日の2日間にわたり開催されたと聞いております。地方分権の時代にあつて、自立を真剣に考え、中央政府だけでなく地方が変わって実践していくことを目的として、先進自治体の知事や市長等を招き、県民、市民と共に地域の自立と再生について議論をされました。私自身も、地方分権社会の実現を目指す者として、大変興味を持っているとこ

ろでございます。

斑鳩町における地方分権の進め方についてであります。私は、地方分権とは単に国と地方自治体との間の問題でなく、「まちづくり」や「くらしづくり」など住民の皆さんの生活に直接関係する大切な問題であると考えております。住民の皆さんの声を十分に聞き、その意見を反映した施策を進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ってまいり所存でございます。そのためにも、鳥取自立塾でも議論されておりましたように、まず自治体が様々な分野において自立していくことが重要ではないかと思っております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 次に、具体的な施策について聞きたいと思っております。特に、「教育、福祉、産業、文化遺産、住民参加、都市整備、少子高齢化社会対応」について、考え方を伺お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 次に、具体的な施策の推進についてであります。私が目指しますまちづくりのビジョンにつきましては、5期目の当選後の平成13年12月定例議会での施政方針で申し上げておりますように、まずしっかりと足元を固めてまいることが先決と考え、健全な財政運営のもとで活力と魅力に満ち、斑鳩町に住んでよかった、住みたいと思われるまちづくりの展開が必要と考えております。

その上に立って、私は5期目の町政を担うに当たり、「人にやさしいまちづくり」を基本理念として、まちづくりの基本施策について7つの目標を掲げて、町民の皆様と共に21世紀にふさわしく、新たな時代の要請に対応出来る斑鳩のまちづくりを目指しております。

その基本施策の理念を申し上げますと、第1の柱「人にやさしい環境づくり」では、21世紀は環境の世紀と位置づけられ、循環型社会を目指す必要に迫られており、生産・消費・資源化・再商品化・消費という資源循環型へ変えていこうという動きが始まっております。このため、さらなるごみの減量化を進め、斑鳩町の恵まれた自然環境や生活環境を、私たちの次の世代に引き継ぐことを目指しております。

第2の柱「人にやさしい道づくり」では、斑鳩固有の歴史的風土と自然環境を大切にしながら、歩行者空間の確保や防災面からも潤いとゆとりのある道路整備、また幹線道路と生活道路との連続性に配慮した道づくりを進めることにより、通勤、通学、買い物

、散策など、歩行者の通行に配慮した道路交通ネットワークを併せて図り、安全性や快適性にも十分配慮した歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化を積極的に推進し、高齢者や障害者など誰もが安心して通行出来る道路環境の整備を目指しております。

第3の柱「人にやさしい駅づくり」では、世界文化遺産のあるまち斑鳩町の玄関口にふさわしい、そして、障害者や高齢者など町民の誰もが日常生活における移動に支障を感じないようなアクセスの確保など、誰もが安心して利用出来る施設整備を目指しております。

第4の柱「人にやさしい福祉のまちづくり」では、少子高齢化が一層進む中、子どもから高齢者まで誰もが温かいふれあいの中で、お互いに助け合いながら自立した生活を営み、安心して暮らせるまちづくりを目指しております。

第5の柱「健康に暮らせるまちづくり」では、健康づくりに関する情報を分かりやすく提供し、健康づくり運動を総合的、効果的に推進するため、保健・医療・福祉など関係機関との連携、協力体制を整備し、社会的変化と共に、多様化、高度化してきている住民ニーズに応えながら、いきいきと健康に暮らせるまちづくりを目指しております。

第6の柱「歴史的遺産に親しめるまちづくり」では、世界文化遺産に登録された法隆寺や法起寺、また史跡藤ノ木古墳をはじめ、数多くの貴重な歴史的、文化的遺産が本町には点在しております。

これら豊かな文化財や古代からの遺産を保全、継承すると共に、観光とまちづくりが一体となった活用を行い、斑鳩の歴史文化を多方面に発信すると共に、地域住民に親しんでいただき、歴史を身近に感じられるまちづくりを目指しております。

最後に、第7の柱「町民にひらかれたまちづくり」では、開かれた町政実現のため、積極的な情報公開の推進と、新たな21世紀の町政を創造するにふさわしい「柔軟な行政体質」の構築に向けて、行財政システムの改革を進めております。

主な個別の施策について述べさせていただきますと、まず、「教育」についてですが、本町の教育は、町民憲章にも掲げている「和」の精神を尊びつつ、「豊かな人間性や社会性を育み、自ら学ぶ力をつけていけるよう、自然や歴史、文化などにふれる体験学習や国際化、情報化など時代に対応した取り組み、さらに人権教育や福祉教育など人づくりに重点を置いた学校教育」を進めているところであります。

斑鳩町のまちづくりのテーマである「一人ひとりが創り出すまち 歴史と文化がくら

しの中に息づく“新斑鳩の里”を基本理念に置き、日本国憲法、教育基本法の精神に則った教育を推進したいと考えております。さらに、この理念に基づき基礎的・基本的な能力の育成を図ると共に、人間性豊かな町民の育成に努めたいと考えております。

そのため、学校・家庭・社会がそれぞれの教育機能を発揮することが出来るように、「郷土の伝統と時代の進歩に即応し、調和のある学校教育の推進」、「生涯学習体制の整備」、「青少年健全育成のための環境浄化」、「国際性豊かな人づくりの推進」、「文化財保護の推進」という5点の重点目標を設定し諸施策を推進しているところでございます。

次に、「福祉」についてであります。すべての人が住みなれた地域の温かいふれあいの中で、助け合いながら自立し、生きがいをもって生活出来るよう、高齢者や障害者などが社会参加出来る機会づくりや自立支援策を充実すると共に、ボランティア活動や組織化への支援を行っており、また、子どもたちが健やかに成長出来るよう、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めております。そのためには、地域住民同士が相互に助け合える地域づくりや人づくりが重要ではないかと考えております。

続きまして、「産業」についてであります。斑鳩の魅力を高めると共に、活力ある地域社会を築いていくため、特色ある地場産業の育成や、商業の振興、観光の振興などを通じて地域産業の育成を図ると共に、産業や観光の面で、多くの人々が本町の魅力を感じて訪れて来るよう、イベントの開催や様々なメディアを使った全国的なPRを行うなど、本町への理解と総合的なイメージアップを図る施策を推進していきます。

続きまして、「文化遺産」についてであります。本町は豊かな歴史的・文化的遺産に恵まれ、世界文化遺産に登録された法隆寺や法起寺や法輪寺など飛鳥時代の面影を残す古代寺院や、国宝、重要文化財、建造物、美術工芸品などが多数見られます。

西里や東里、龍田など、旧集落に残る歴史的町並みの保存整備や、発掘調査により出土した遺物など、これらを利用した出土遺物展や歴史学習会など、また地域に伝えられてきた伝統文化等これら豊かな文化財や古代からの遺産を保全継承すると共に、観光やまちづくりと一体になった活用を図っています。

具体的に申し上げますと、平成16年度事業では、史跡藤ノ木古墳の整備事業として、斑鳩の歴史について総合的に学べる場、そして文化財の調査研究の拠点として歴史資料館の整備検討を含め、藤ノ木古墳整備検討委員会により整備基本計画の策定に向けて協議を重ねているところでございます。

続いて、史跡中宮寺跡整備事業では、史跡公園としての整備を進めるため、平成15

年度から17年度の3カ年計画で用地の公有化を進めているところでございます。現在、旧中宮寺池の部分について、内容確認の発掘調査を実施しています。

続いて、駒塚古墳等整備事業についてでございますが、聖徳太子ゆかりの古墳として貴重であることから、平成15年度に用地の買収を完了し、本年度は整備のための資料を得ることを目的に発掘調査を実施する予定であります。

次に、「斑鳩考古」等文化財の啓発についてでございますが、昨年度と同様11月の文化芸術祭にあわせて、文化財についての重要性を認識してもらうと共に、斑鳩の文化財について理解を深めてもらうため、「斑鳩町の文化財巡り」の実施を計画しています。開発に伴う調査として、法隆寺門前東側広場の整備事業に伴う発掘調査や、公共事業に伴う調査として、公共下水道事業に伴う事前の発掘調査など、町内に所在する埋蔵文化財が適切に保存されるように発掘調査を実施していくところでございます。

古文書の保存、整理事業については、町に寄贈いただいた安田家古文書について資料の調査、整理を進める予定でございます。

これらの事業を通して、多くの人に斑鳩の歴史を発信していくことが重要な課題であると考えています。

続きまして「住民参加」におきましては、今日、地域の問題などを自主的に解決する住民活動の重要性が再認識され、地域に密着した福祉やまちづくり事業をはじめ、様々な分野で住民活動の役割が期待されており、これらの活動をさらに推進する必要があります。そのため、斑鳩町では、行政改革の取り組みの一つとしまして、「住民活動と行政の協働」を掲げており、協働及び支援のあり方について基本方針を策定すると共に、住民活動を活発化するための環境を整備してまいりたいと考えております。

続きまして「都市整備」についてであります。主要幹線である国道25号の交通渋滞が依然として著しく、交通渋滞を避けるため本来生活道路として人が行き来する住宅地内にも多くの通過交通が発生し、交通安全上支障を来しており、また、集落内の道路も狭隘な上、救急や防災面での課題があり、早急に抜本的な交通体系の整備を図り、必要な安全対策、防災対策を講じていかなければならない現状にあります。

このため、具体的な施策といたしまして、いかるがパークウェイや都市計画道路法隆寺線などまちづくりの骨格を成す幹線道路網の整備促進に鋭意努力すると共に、道路整備5カ年計画等により生活道路の整備改善に努めているところであります。

これらの道路整備に当たっては、斑鳩固有の歴史的風土と自然環境を大切にしながら

、歩行者空間の確保や防災面からも潤いとゆとりのある道として整備し、幹線道路と生活道路との連続性に配慮した道づくりを進める中で、通勤、通学、買い物、散策など、歩行者系を主体とした道路交通ネットワークを併せて整備し、安全性や快適性にも十分配慮した歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化を積極的に駆使して、高齢者や障害者など誰もが安心して通行出来るよう、人にやさしい道路環境を整えてまいりたいと考えているところであります。

なお、いかるがパークウェイ事業については、本年3月に小吉田モデル区間が供用され、現在モデル区間に続いて稲葉車瀬区間の事業に着手いただいております。用地所有者の方々への具体的な用地交渉に入られる段階となっております。順調に事業が進捗しているところであります。

JR法隆寺駅につきましては、ご承知のように当町唯一の鉄道駅であり、本町のターミナル拠点及び町の玄関口でもあることなどから、多くの人が集まり、移動するといった複合交通拠点地域となっております。しかし、現状は十分な駅前広場もなく、駅前に連絡する幹線道路や周辺の歩行者動線も狭隘、未整備で交通安全上問題となっております。かねてよりまちづくりの重点施策として駅周辺整備を推進してきたところであります。

駅周辺整備には、多様な住民ニーズや課題が山積しており、中でも駅舎橋上化によるバリアフリー化は住民の要請が高まる中で、平成18年度中の完成を目途に整備推進しているところであります。懸案でありました駅東側の踏切の拡幅につきましても、本年度から改良に着手される見込みとなっております。少しずつではありますが、事業が進展してまいったところであります。

なお、駅周辺の整備に当たっては、世界遺産のあるまち、斑鳩町の玄関口にふさわしい、そして、障害者や高齢者など町民の誰もが日常生活における移動に支障を来さないようなアクセス等の確保など、誰もが安心して利用出来る施設整備を目指しております。

続きまして「少子高齢化社会対応」についてであります。近年の急速な少子化は、結婚に対する意識の変化や、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行による仕事と子育ての両立の負担感や、子育てそのものの負担感の増大していることが考えられます。

このような少子化の原因や背景に対応して、仕事と子育ての両立にかかる負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てが出来るような環境整備を進めることに



より、子育てに夢や希望を持つことが出来る社会にするための施策が必要となります。

町といたしましては、保健・福祉・教育の各分野の連携を強化し、地域が一体となって子育ての家庭を援助し、子どもたちが健全にたくましく育っていく地域づくりを進めております。

現在、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画とした次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るための目標、内容、実施時期を定めた斑鳩町次世代育成支援行動計画の作成を進めているところでございます。

高齢化につきましては、高齢者の方が、出来る限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活を送り、また住みなれた家庭や地域で暮らすことが出来るよう、日常生活の自立を支援する形で福祉サービスを提供しております。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に対しても、自立した生活を送れるよう介護予防・生活支援サービスを提供すると共に、安否確認も行っております。

また、生きがいがづくりでは、学習活動、スポーツ活動、文化活動、老人クラブ活動、ボランティア活動、就業等への参加活動を通じて豊かな老後が過ごせるように関連部署との連携を図り、支援しているところでございます。

以上が、私が目指しますまちづくりの基本施策であります。住民の皆様への負託に応え、これら施策の実現が図られるよう町政に邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 本当に事細やかにお答えいただきました。少し私の観点をつけ加えさせていただいて質問を終わりたいと思うんですが、まず「教育」につきましては、先ほど愛知県犬山市長の石田氏がおっしゃったように、偏差値や成績表を重視した教育ではなくて、学ぶことの喜び、これを子どもたちに教えることが教育の原点であるということをお振りかえっていただければ常々施策をしていただきたいと思います。

「福祉」におきましては、自立の支援策を充実ということでおっしゃいましたが、自立というのは、先ほども武蔵野市長が申しましたように、自分に合ったものが何なのか。いわゆる高齢者や障害者、私は障害者という言葉が嫌いですが、高齢者や障害者など、各自が自分に合ったものが果たして何なのかをこの斑鳩町で発見出来る、真の福祉を目指していただきたいと思っております。

「産業」についてであります。地場の産業の育成、また商業の振興、観光の振興ということでおっしゃっていただきました。これは、言葉ではなく、実現していただきたいなど。斑鳩町の生きる道は、やはり観光であると思います。また、地場産業の育成、これも不可欠でございますので、ぜひ実現に向かって邁進していただきたいなと思います。

次に、「文化遺産」ですけれども、世界的に豊かな文化遺産は、我が町の世界的にも特徴とするところでありますが、先ほど西里、東里、龍田など、旧の集落に残る歴史的町並みの保存、また整備、発掘調査により出土した遺物の展示、歴史学習会等々述べられましたけれども、世界的文化遺産を取り巻くこういった歴史的な町並み、これが我々の特徴でございますので、それをまちづくりに生かした検討をしていただきたいなと思います。

続きまして「住民参加」ですが、先ほど千葉県我孫子市長がおっしゃいました、税金を使わない民間活動、税金で行動を行う役所の仕事、この連携プレーが実りましてこそまちづくりが成功すると。また、埼玉県志木市長は、行政全体をばらばらに分解しまして、住民で出来ることは住民でしていこう、公務員でしか出来ないこと、いわゆる役所でしか出来ないことは役所でしょう、これを徹底して分解することが公務員の半減になると言われております。住民参加をこのような視点でとらえていただきまして、これから考えていくべきだと思います。

続いて「都市整備」についてですが、先ほど町長が細々とおっしゃっていただきました、道路整備だとか歴史・風土、自然を大切にしながら歩行者の空間確保、防災面からも潤いとゆとりのある道として整備する。また、幹線道路と生活道路との連続性に配慮した道づくりを進めていく。また、通勤、通学、買い物、散策など、歩行者を主体とした道路交通ネットワークを併せて整備するとおっしゃっていただきました。人にやさしい道路環境ということで、邁進していただきたいなと思います。

最後の「少子高齢化社会」ですが、子どもを産まない若い夫婦が増えております。少子化の原因、これは子育てそのものが負担が増大していると考えます。子育てにもっと夢や希望を持つことが出来る社会にするということで町長おっしゃっていただきました。子育て家庭を支援し、子どもたちが健全にたくましく育っていく地域づくりを目指して邁進していただきたいなと思います。

また、「高齢化」につきましては、要介護の状態によって福祉サービスが異なってく

るわけですが、まず健全で生きがいのある社会づくり、これは健康なまちづくりということで、次に高齢者ごとに、高齢者ごとと言いますと、介護の認定度合いごとに、それに合ったサービスがきめ細やかに受けられる、そういったサービスの構築を目指して進んでいていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をいたします。

まず第1番目の、異常気象とはどのような状況を言うのかということで、まず異常という言葉の意味については、変化が起こっている状態、普通ではない、まともでないということを頭に置いていただいて、以後の質問の回答をしていただきますようお願い申し上げます。

1番目の、本年7月13日の新潟県及び7月17日の福井県における豪雨についてと、その後も各地で発生しております浸水等と台風による被害も含めて、続々と発生する人的被害や物的被害を単に異常気象と片付けてよいのか。最も効果的な対策について自然現象として放置してよいのかについて問うということで、本町におきましても、5月13日に、阿波、興留、並松南地区で浸水被害が発生しておりますが、これを異常と片付けずに防止する手立てはないものか考えさせられますが、どう考えて対策や対応を考えておられるかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 異常気象と災害についてのご質問でございますけれども、質問者が言われておりますように、近年では、今年7月の新潟や福井県での豪雨等に代表されるように、短時間・局地的な豪雨や台風が多発するなど、過去には見られないような気象状況が発生しております。

また、こうした異常気象は、世界各地でも観測され、インド東部やバングラデシュなどでの豪雨による洪水や地滑り、地中海沿岸やアフリカ北西部では異常高温が発生し、ポルトガルでは最高気温が44度を観測されています。

こうした異常気象の原因は、地球の温暖化やエルニーニョ現象、ラニーニャ現象等が挙げられていますが、本格的な異常気象の解明は、まだまだこれからであると言われて

おります。

本町といたしましては、短時間・局地的な豪雨等、異常気象と言われる気象状況の発生が今後も予想されますことから、十二分に気象状況等の情報収集に努め、万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 2番目の、異常気象として片付けられてきた現象が度重なるにつれまして、年々地球温暖化が進む地球にあって、今のままでよいのか、斑鳩町の防災計画を改めて見直す時期に来ているのではないかと思うが、いかがですかということ、防災という意味は、単に災害の発生を防ぐということが前提であって、災害発生後の救助、避難、誘導等の後手ととれるような考え方は、私としてはちょっとおかしいなと思います。やはり、先手として災害の発生を防止するのがまず第一だと考えております。

昨夜発生しました、前の質問者もおっしゃってますが、7時17分と、そしてまた11時57分に発生した余震、マグネチュード7.4という強い地震でしたが、現在のところ斑鳩町内において被害は発生しておらないように聞いておりますけれども、公共施設等については、耐震対策がとられたということでございますねけれども、水害とかについては、わりかし、なかなか進んでおらないように思いますねけれども、それが今後どのように進められるかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 異常気象の発生により、町の地域防災計画の見直しの必要性があるのではないかということに関してのご質問だと思いますが、現計画内におきまして、風水害応急対策といたしましては、気象予報の収集、組織や動員の体制、警戒活動、応急避難といった災害警戒期の活動、また災害発生後の活動といたしまして、災害広報、救助・救援活動、避難所の開設・運営、公共土木施設等の応急対策、災害復旧期の活動といたしましては、緊急物資の供給、保健衛生活動、ライフラインの確保、廃棄物の処理等について定めているところでございます。

質問者が言われておりますように、短期間・局地的な豪雨等といった気象現象に対しましては、これまでの斑鳩町での経験を踏まえると共に、他市町村の事例等も参考にしながら、現計画に基づきまして、十二分に気象情報、水防等の情報把握に努め、その状況の中で、被害の発生する恐れがあると判断を行いました場合には、迅速かつ的確に活

動体制の確立を図ってまいりたいと考えておりますので、現時点での町の防災計画の見直しについては予定いたしておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 3番目の早期の事業実施により防げる災害も多々あると思うが、全てをもう一度確認して、町民の安全安心の保持に努めてもらいたい。総合治水対策事業として実施された効果はどのように評価されているのかについて問うということ、これまでも県による貯留浸透施設の施工及び町による雨水貯留浸透施設事業の実施により、異常気象に対処出来ると思われているのか。今後も繰り返される現象を想像した時には、大変心配になりますが、現在の状況と、これから発生すると思われる状況を頭に思い浮かべた場合に、総合治水対策としての事業について、100点満点なのか、行政としての事業の成果についてどのように評価されているのかについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 総合治水対策事業として実施したその成果と評価ということでございますが、まず総合治水対策事業についてであります。大和川における流域面積は1,070平方キロメートルありまして、年間平均降雨量が約1,400ミリメートルとしており、現在の大和川の可能流量は、毎秒約1,700立方メートルであります。現在の都市化において、昭和57年の降雨を想定した場合の基本降水量は毎秒2,100立方メートルと考えられることにより、流量分担計画として、貯留浸透施設の計画対策量を11万9,000立方メートルとされ、そのうち斑鳩町は1,630立方メートルであり、現在までの対策量といたしまして、2,204立方メートルとなっており、その対策率が135.2%を達成いたしております。また、溜池利用施設といたしまして、計画対策量が170万立方メートル、うち当町の分といたしまして2万9,700立方メートルで、現在までの対策量は1万4,580立方メートル、対策率が49.1%となっております。

町が実施した施設といたしまして、主には雨水貯留浸透施設で、斑鳩町健民グラウンドをはじめとする7カ所を整備しておりまして、溜池治水利用施設といたしましては、毛無池・毛無上池と瓦塚池の2カ所を町で施工しておりまして、県事業といたしましては、天満上池ほか2カ所を実施していただいているところであります。

これらの整備によりまして、局地的豪雨には、下流域への流量等の軽減につながって

いるものと評価しております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 4番目の、国土交通省によります大和川流域の浸水予想マップも、現状の降雨状況より判断すれば、大和平野が完全に浸水するような状況にもなりかねず、早急なる亀の瀬地滑り対策事業の実施により、大和川の河床の掘り下げにより、流れの流量及び断面の拡大事業はいつ頃に完成されるかについて聞かせていただきたいということで、今回新しく選出されました6人の議員さんの方には、亀の瀬地滑り対策事業の現況は見ておられないと思いますが、私たちが初めて議会に出させていただいた時は、必ず初めの年には、亀の瀬の事業の現場視察をさせていただいております。町内の竜田川、三代川、富雄川等は、県1級河川については、大和川が大きく関連しており、事業の進捗が待たれるということでもあります。

そこで、国土交通省が実施しております亀の瀬地滑り対策事業の進捗状況と、現在の事業内容について聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 亀の瀬の地滑り対策事業の進捗等についてでございますが、過去の地滑り被害として、まず昭和6年から7年に大和川に向けて約82ヘクタールの山塊が40メートル移動しております。また、大和川の閉塞及び上流域で浸水・旧国鉄トンネルの崩壊、また昭和42年にも同じく約50ヘクタールが25メートルの移動。この時には、国道25号の隆起、あるいは河道の若干隆起があったということでもあります。地滑りの規模が大きく、また社会経済的影響も大きいことから、当時建設省の直轄工事として昭和37年度からこの地滑り対策事業に着手されております。

今日まで地滑りの土塊上部の撤去、地下水の排除、地滑り抑止ぐいの設置工事がなされておられ、平成18年度頃には、地滑り対策で最も大規模な巨大深礎工が完成予定であるというふうになっております。

その後、19年度以降につきましては、地下配水工事等の継続実施とのことであります。この大規模な地滑りの挙動解析には、多くの不確定要素があるため、絶えず各種の照査・観測を行いながら、複雑かつ高度な技術による対策を進めざるを得ないということから、対策には長期間を要するとのことであります。

次に、河床の掘り下げについてでございますが、近畿地方整備局大和川河川事務所では、今後20～30年の間の具体的な大和川の河川整備内容を示す大和川水系河川整備

計画の策定に向けまして、本年5月29日、大和川流域委員会が設立されました。この委員会では、これまでに2回の会議を開催されておまして、委員会の運営方法や大和川の「特徴・歴史」に関する現状について審議が行われ、本年度末には「治水」に関する現状についての審議が予定されていると聞いております。

なお、計画策定に当たりましては、詳細はこの委員会の審議に委ねられておりますが、他の水系では大体こういった計画について2～3年を要しているというふうに伺っております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 5番目の一たび災害が発生すれば避難・救助となるが、それよりも被害の発生をしない方策が第一と思いますが、なぜ早急な改良改善がなされない理由について聞かせていただきたいと思っております。

そして、当事者となる可能性が年々増大傾向にある中で、町内の全河川、水路、道路、水道、ガス、電気、電話というライフラインの総点検をやるべきではないかと思っておりますが、いかがですかということで、たまたま昨日、この一般質問をする前に発生した地震によります被害がなかったと、そのように存じておりますが、私は常に頭の中でこのような事態が発生することをいつも心配しておりますが、たまたまこういう災害というんですかな、それが発生しなかったのは不思議なぐらいだと思います。一たびやはり災害が発生した場合には、先ほども申し上げましたように、救護、救助、避難よりも、まずその発生をいかに防ぐかがまず第一であると思っております。被害発生した時に、いかなる避難場所と備蓄されております食料品及び飲料水や、病人や負傷者に対する対応と町の避難場所の運営管理について、それと短期の場合は少なからず解決しやすいと思っておりますけれども、阪神淡路大震災のように、避難生活が長期となった場合には、色々と心配ごとがありますが、それらについての解決策を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、道路と河川について私の方から答弁いたします。

道路に関しましては、平成8年度に当時の建設省において道路防災点検要領を定め、これにより道路防災点検ということで、平成8・9年度に県下一斉に実施を行い、当町におきましても、この要領に従い、豪雨等により災害の発生が予想される区間において、業務を委託し調査を行っております。その結果により、改善等が必要である部分につきましては、改修工事等によりまして対応したところであります。

また、河川に関しましては、国及び県の管理となるわけですが、町におきましても、危険箇所を発見した時には、国あるいは県に対しまして報告し、対応をしていただいているところでございます。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 水道、ガス、電気、電話といったライフラインの関係について私の方からお答えします。

水道については上水道課が、その他のライフラインについては各々の事業者におかれまして、平時からの点検に努められておりますが、万一災害が発生した場合におきましても、ライフライン施設としての機能の維持回復のため、速やかに応急復旧体制を構築されると聞いておるところでございます。

昨日の2回目の地震の際におきまして、いわゆる神南地区におきまして50ミリの水道管が破裂いたしました。その対応につきましても、早速復旧していただいているということでございます。そういったことで、速やかな応急復旧をしているところでございます。

また、避難所の運営管理についての質問もございましたが、これにつきましては、町が指定しております20カ所の避難所について、地震の規模や災害の発生状況により、施設点検後避難所を開設することとしております。避難期間中におきます食料については、アルファ米、乾パンについて、地域防災計画に定めております避難生活者想定人数分を備蓄しております。備蓄物資以外の食料、日用品、医薬品等についても、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結し物資の確保に努めているところでございます。

また、飲料水についても、被災者1人当たり1日3リットルを目標に応急給水体制の整備を図っているところでございまして、そういった面についての十分な運営管理を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 地震については、かなり色々な救援物資とか避難場所とかが唱えられておりますねんけども、水害については、もしか大和川が堤防決壊したというようなことになって、そして屋根まで水没するような事態になれば、その救助に対するそういう舟というんですかな、そういうふうなには考えておられないんですかな。やはり、そういうことは絶対起こりえないというふうに、それでなければ、その避難場所



とかそこへ行くにしても、徒歩というんかね、そんなんで行かれへんように思いますねけど、そういうことまでは考えておられないんですかね。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町では、そういった施設と申しますか、設備というものについては、特段今のところはないわけでございますけども、先般の富雄川が溢水した場合におきまして、西消の方でそういった救援等のためのボートのいわゆるこういった体制もとっていただいております。そういった中での体制ということで、我々としても組み込んでいかなければならんと考えております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 出来るだけやはり被害の発生しないようにまず第一に考えていただきたいのと、もしかそういうことが発生した場合には、やはり人命第一に考えて行動をとっていただきたいと、強くお願い申し上げます。

次に、2番目の健康について問うということで、1番目に、小城町長の、6月ですか、それから8月いっぱいですかね、そこまでの静養期間に、自己の健康について特に感じられた点について、それと今後の健康保持についてということで、誰しも起こり得ることなので、教訓として私も聞かせていただきたいと思っております。

常々、町長は私よりも若く健康であると思っておりましたのに、突然の発病に驚かされました。自身の健康に過信され、健康診断を毎年受けられながら、自己でその発生を自覚出来る時期が遅れたことによりまして、少々の療養期間というんですかね、それが貴重な静養期間になったと思っておりますねけども、それによって、自分で受けられた健康に対する教訓というんですかね、それをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） まず、答弁をさせていただきます前に、このたびの私の入院につきましては、議員並びに住民の皆様方にご心配をおかけしましたこと、また、6月議会を欠席するなど多大なるご迷惑をおかけしましたことを、この場をおかりいたしまして改めておわびを申し上げたいと思っております。

日頃から健康管理には留意してきたつもりでございますが、思いもかけず入院することになり、健康のありがたさを痛感いたしました。誰でも一緒ですけども、健康の時には特にそういうことはわからない。

ただ、私は、やっぱりこの関係を考えますと、自分が過信したのではないか、あるいは

はそういうことも考えられるわけですが、やっぱり年末等に、12月24日頃に高熱が出て、そして医者ではインフルエンザではないかと。ただ、背中がなかなかおさまらないものでございますから、1月の出初式等しばらくは、役場へ来てたもの大変自分としてもしんどかった。しかし、医者にかかると、整形外科でも、骨のレントゲンを撮りますと、異常はない。

そういうことについてきたわけですが、いずれにいたしましても健康というのは本当にありがたいということでございますし、常々私は職員の朝礼については、健康なくしてやっぱり職場は維持出来ない。健康であることのありがたさを考えたら、やっぱり住民サービスについてもこやかにそういうことが出来るというのは、やっぱり健康であるということであるということで、健康に十分留意をしようと言いながら自分がこういうことになってしまったことに対して、非常に反省をしているということでございますし、今後については、やっぱり少々そういうことが出ても、私はやっぱり医療機関というのは、病名がわかったらいいわけですが、なかなか見つけていただけない。また、見つからない。そういうことが最終的に、CTとか、あるいはPETとか、そういうものを利用して初めてそういうことがわかったということが5月の下旬でした。

5月の26日から奈良医大へ入院させていただいて、その時に色々と先生方と相談を申し上げたら、やっぱりその病気がいつ頃起こっておったのか、医者としてもそういうことを研究するのが我々の仕事であるということで、この背中の痛みとまた糖尿との関係がどうあるべきか、色々なことを研究をしていただいたと思います。幸い背中の胸椎の関係も手術をしていただいて、51日間入院をしたわけですが、7月20日から役場へ来させていただいて、つくづく健康というものは非常にいいものだなあと自分ながら思っておりますけども、やはり人生にとっては誰しも病気は起こしたくない。起こるといのか、そういうことを未然に防ぐことが一番大事であろうと思いますけども、それにはやっぱり、特に早く寝て早くそういうこともしていかなきゃいかん。やっぱり蓄積することが一番問題あると思いますし、やっぱりストレスの関係もあると思います。

今後、そういう色々な教訓等、先生方、看護師等、色々と勉強させていただいた期間があったと思います。今後そういう点については、議員皆様方にも、そういう点では特に健康にご留意をいただいて、やっぱり何言いましても健康で、そして住民活動をしていただくことが何よりでございますし、そのことによって活発なご意見を闘わせていた

だいて、我々もその勉強をさせていただけると考えております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 2番目の小城町長は、健康診断を受けておられたと思いますが、それによって早期発見、早期治療となったのか、それと健康診断の効果について聞かせていただきたいということで、やはり病気になって初めて健康のありがたさと心の余裕が感じられ、自信につながると思われますが、健康診断によって異常が発見されない場合、誰も自身の体について、大丈夫との安心感から不摂生になることもあると思われれます。たまたま健康診断に出なかったがために発病することに対して、人間の体のメカニズムが、年サイクル、半年サイクル、3カ月サイクル、未知の範囲でわからないが、定期健診が今のままで十分に成果を発揮していると思っておられるのか。それとも、健康診断についてもう少し考えを変えられた方がいいのかについて、自身の体験の結果について聞かせていただきたい。今現在、合併問題とか町政の重大な時期に差しかかっておりますので、やはり心身共に健全な状態において町政に務めてもらいたいという思いの中で質問をさせていただいておりますので、どうか今後とも健康に留意されまして、町政に当たってもらいたいという思いで質問させていただいておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 毎年6月、共済組合の健診は受けております。自分としても別にしんどくもない、そういうことについて、若干そういう点では、糖尿の数値等については出ておった傾向がございますけれども、自分としては食事もおいしいし、何しても別に体重もそんなに変動がないということで、そういうことでしたわけですけれども、今回の場合は、先ほども申し上げましたように、昨年12月24日に熱が出たということで、そして背中が痛いということで、その時から起こったのではないかなと思っておりますけれども、それもインフルエンザということで、一応町医者先生では、一応治ったわけがございますけれども、しかし4月ごろから体調がおかしいということで、助役も部長も心配をされて、とにかく一遍健康診断をしてはどうかということで、4月の15日に健康診断をすれば、糖尿ということになったわけがございます。それから、入院をして、糖尿の関係等については一応数値も安定したということから、しかし肝心の背中の痛みがなかなかわからなかったということで、また5月の19日に別の病院で検査をして、ようやくその時にわかったということから、先ほど申し上げましたように、奈良

医大の付属病院で手術をしたということでございます。

いずれにいたしましても、早期発見に努めることが一番大事。そのことは、先ほども申し上げましたように、職員の朝礼等については、いつも私はやっぱり、ちょっとでも体がおかしければ、早く医者にかかって早期治療をすることが一番大事ですよということを申し上げながら、自分がそういうことを欠いたということについて反省しておりますけれども、今後やっぱりそういう点については、十二分に注意しながら自分の体を守ってまいりたいと考えております。そういうことに対する色々と気遣いを皆様にしていただいたことに対して、私は先ほども申し上げましたように、深く感謝を申し上げ、また、色々と行政が3カ月ほど停滞したことについては、深くおわびを申し上げたい。今後そういうことの起こらないように、健康管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

午後2時45分まで休憩いたします。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目、学校教育についてを挙げさせていただいております。

その1なのですが、軽度発達障害の取り組みについてということで通告をさせていただきました。

この軽度発達障害につきましては、実は6月12日の深夜1時30分から6チャンネルで、「軽度発達障害と闘う教育の課題」というテレビ番組をやっております、思わず引き込まれまして、夜中だったんですが、見ておりますと、お隣の王寺町の中学生の方が、その障害を乗り越えて一つのことに取り組んでおられることが紹介されており、また全国的に色んなところで、特に芸術的な分野でそういった軽度の発達障害を持ちながらも頑張っているという報道がされておりました。

そして、それと、先日なんです、自閉症の子どもさんが、マラソンの高橋尚子選手と走ることによって、一緒に走ることによって、今まで感情をあらわさなかった子どもさんが、走り終えた時にすごく走り終えたことに対する喜びを顔いっぱいにあらわす、態度いっぱいにあらわすというような変化が起こったというようなこともテレビで報道されていた。こういうのを見ている中で、問題提起されていたのが、これから教育の分野でどう取り組んでいくかということが非常に重要である。

この軽度発達障害というのは、今、クラスに1名から2名はいるだろうというふうに統計的に数字が出ている。今まで私たちは、ADHDとかLDであるとか、色んな多動性の問題とか自閉症の問題、色んな問題で障害の問題をとらえながら色々発言をしてきた経過はあるんですが、今こその教育での取り組みが始まったばかりだと言われているこの軽度発達障害について、斑鳩町の教育委員会としても今後どのように取り組んでいっていただけるのかというのが、私の中では非常に興味、関心を持ち、そして斑鳩町の子どもたちをどうすれば大切に育てていけるのか。障害というのは、何が出来ないということを診断するのではなくて、この子には何が出来るのか、そしてこの子がどう生きがいを持てるのかということを見つけ出していくことも、私たちも何かお手伝い出来るのではないかなというふうな気持ちがしました。

そんな中で、教育委員会の方にも、この軽度発達障害の取り組みを、滋賀県の甲西町の教育委員会が非常に、今、力を入れて取り組んでおられるということから、そのことも教育委員会へもお伝えもしまして、この問題については私一定のお話はさせていただいた経過はあるんですが、そこでなんです、その後この軽度発達障害について、教育委員会として、今後、この斑鳩町でそういった支援を必要とする子どもさんたちにどういうことが出来るとお考えになっているのかをお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、軽度発達障害という、従来から言われる障害児という枠からちょっと外れたといえますか、新しい名前であるというふうに思っています。

今、斑鳩町の小中学校に、専門機関で軽度発達障害と、こういう診断をされました児童生徒が7名ございます。そして、ほかに学校の方で、軽度発達障害と疑われるような児童生徒、これが今12名ほどいます。このうちで、障害児学級に在籍しているのは1名のみでございまして、あとすべての子どもたちが普通学級に在籍し、授業を受けてい

るという状況でございます。

この軽度発達障害と申しますのは、もう質問者も十分ご理解いただいていると思いますが、LD、いわゆる学習障害、それからADHD、注意欠陥多動性障害、それから高機能自閉症等が診断名があるわけでございますが、その上で、こうした診断名がつけられたとしても、一人一人、今おっしゃっていただいているように、違った症状があらわれるのがこういう軽度障害の状況でございます。したがって、今現在、決められた指導方法、障害児の中でもそうした指導方法も確立されておられません。このことから、学校におきましては、それぞれその子に応じた配慮をしながら取り組んでいるところでございます。例えば、授業中になかなか落ち着けないと、あるいはわからないというような子どもに対しては、例えば複数で入るとか、あるいは授業終了後個別に指導をすると、こういったことをしながら、その子どもの学習支援を行っているところでございます。

また、集団活動におきまして仲間との肯定的な関係づくり、うまく仲間づくりが出来る場合、その子どもが自信を持ってまたみんなと一緒に入り込んでいくというようなこともあるわけございまして、それぞれのよさを認め合う学級づくりに努めているところでございます。

LD、ADHDなど診断名にかかわらず、やっぱり発達的な問題のある児童につきましては、家庭や学校などの生活環境等によりまして様子が著しく変化する言われていることもあるわけございまして、長い経過を考えると、見守りながら支援することが必要であるというふうに考えております。

このことから、幼稚園、あるいは保育園から小学校への引き継ぎ、あるいは小学校から中学校への引き継ぎ、中学校から進路先への引き継ぎ等を行いながら、継続的な支援を確保するよう努めているところでございます。

特に、小学校への就学に際しましては、在園する幼稚園や、あるいは保育園等、また保護者と十分事前の話し合った上で、保護者の意向を踏まえながら、就学指導委員会で慎重に検討をしていただきまして、それぞれの児童の教育的ニーズに応じた就学先に就学出来るように指導いただいているところでございます。その結果、普通学級に就学する児童についても、必要に応じまして経過観察として見守りを続けるなど、入学後も柔軟な対応が出来るように取り組んでいるところでございます。

今後も、学校、あるいは教育委員会、福祉、保健との連携を一層深めながら、障害の

ある子どもたちを抱える家族、保護者への支援、あるいは相談体制の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、教育長の方から一定のご答弁、斑鳩町でどんなふうに取り組んでいるかということをご答弁していただいたと思うんですけども、この問題につきまして、私先ほど、まだ取り組みが始まったばかりというふうに申し上げたと思うんです。それと申しますのも、発達障害支援にかかわる勉強会というのを、有識者と文部科学省関係者と厚生労働省関係者で、2004年、今年ですね、2月から4月にかけて6回、このことについて話し合いがなされているわけなんですね。そして、その中で、学校に対しまして、間接支援と直接支援が必要である、この組み合わせでサポートしていくことが必要であるというふうに言われております。そして、自分の意思をあらわし、人の気持ちを理解して譲れる。こんな援助を受けながらも、自分を表現して皆人と協調出来るということを教えていくことが重要だと。支援を必要とする子どもさんであっても、こういうふうに教育委員会が、学校が仕向けていくんだということが話し合われています。私は、非常にこれは重要なことであると。今後も、この視点をきっちり持って、教育委員会としてはこの問題については取り組みを行ってほしいと思っております。

今年ですね、これ配っていただきました「いかるがの教育」、この冊子、ここに人権教育というところ、17ページですね、学校教育での取り組み、人権教育について書かれている中の1番、一人ひとりの可能性を伸ばす教育、2番、一人ひとりの違いを豊かさとして生かす教育、立派なことが書かれていると思います。非常に、今こそ、この軽度発達障害の子どもさんたちにも当てはまるようなすばらしい内容のことが書かれていると思います。

ですから、これをぜひ、この冊子に基づいてこういう施策を進めていっていただきたい。そして、当然、斑鳩町の総合計画の中にも、障害の問題についてはきちっと明記をされています。一人ひとりを大切にすることとはどういうことなのか。最初に言いましたように、その子は何が出来ないのかではなくて、この子は何が出来なのか、そして何を伸ばしてあげたらこの子の生きがいになるのか、この子の家族の心の豊かさを育てていくことが出来るのか、そういった視点を持って、今後この分野についてのさらなる取り組みをぜひともお願いをしておきたいというふうに思っております。これ

については、一定の教育長のご認識もあると思いますので、要望という形で次に進ませていただきます。

2点目なんですが、ここには、いじめ・暴力などの事件の増加ということで書かせていただいております。

暴力、校内暴力など、3年ぶりに増加、いじめについては8年ぶりに増加というのが、8月27日に文部科学省の生徒指導上の諸問題の現状調査で公表されております。このことを受けまして私も色々考えておったんですが、一時は、私たち議会も町もいじめとか暴力とか色んなことを一時取り上げてましたが、ここ減少傾向にありまして、ここんとこちょっとそういうことを問題にしてなかったんですけども、この文部科学省の公表結果を見まして、やっぱりまさに取り組みについて私は教育委員会に対して今問うべきであるというふうに考えました。午前中の質問者の中にもありましたが、義務教育の国庫負担金の廃止ですね、そのターゲットが中学校になると。8,500億円。この問題について、私も非常に午前中の質問者と同じように危惧を持っておる一人なんですけれども、そんな中において、この公表された諸問題の内容を見ていきますと、小学校の件数はまだまだ少ないといえども、高学年になっては非常に、27.7%の増加率を見ているという状況があります。でも、件数は少ないです。けれども、ご承知のように、中学校については、前年比プラス5.4%の2万4,463件。これは、中学校での暴力事件などはダントツなんですね。こういった中で、その義務教育の国庫負担金が削減されると。

そして、その前に、平成16年5月1日現在の学校基本調査の結果も公表されておったわけなんですけど、小学校は教員が増えてるんです。子どもは減ってても教員が増えてます。ところが、中学校は、もちろん子どもは減ってますけれども、教員数も大幅に減ってます。

こういう現状もあることから、私はやはり今こそこの中学校のこういった暴力、いじめ、こういった増加に転じた今のこの結果を受けて、教育委員会に対して、やっぱり今後これらの問題についてもさらにどのように取り組んでいっていただけるのかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 児童生徒のいじめ・暴力についてのご質問でございます。私も新聞報道を見ながら大変憂慮しているわけでございますが、今もおっしゃっていただい



ているように、ここ2～3年、こういった事件が、あるいは学校での問題行動が減ってきたというのが状況でございまして、また今回の調査で暴力行為が増えてきたと、こういう全国報道がございました。

今もおっしゃっていただいているように、15年度に学校内で起こしました暴力行為の発生件数が、前年に比べまして27.6%増ということでございまして、大変大幅に増加いたしております。いじめにつきましても8年ぶりに増えまして、子どもの荒れの低年齢化が浮き彫りになってきたというふうに思っています。

奈良県の公立の小中高校におきましても、子ども1,000人当たりの暴力行為の発生件数では全国最多であります。これは文部科学省の問題行動調査について各学校のとらえ方が様々でございまして、若干の格差があるものというふうに考えております。

斑鳩町におきましては、平成14年度では、小学校での暴力行為の発生件数が4件ございました。15年度の暴力行為の件数につきましては、ゼロでございます。また、中学校におきましては、暴力行為の発生件数は増加いたしております。14年度は15件、そして15年度につきましては23件でございます。

これの23件の内訳でございますが、対教師暴力につきましては1件、そして生徒間暴力につきましては6件、それから器物損壊については16件と、こういった内容でございます。この対教師暴力につきましても、非常に、何と申しますか、その暴力の結果と申しますか、障害の程度があらわれてこないというような状況でございます。何かの拍子に当たったというような状況ではないかというふうに思うんですが、そうしたことも1件という挙げ方をされております。生徒間暴力につきましては、これはちょっと他校の生徒との暴力行為ということで、それぞれの学校の生徒指導に十分注意いたしまして、その対応をさせているところでございます。それから、器物破損については、これは故意でやっているもの、あるいはまた不可抗力でなっているものというようなのがございますが、こういった内容でございます。

なお、いじめの状況におきましては、全国では8年ぶりに増加でございますけれども、斑鳩町におきましては前年と同様でございます。14年度で、小学校では2件、それから中学校では7件ございました。それが15年度では、同じく2件と7件という内容でございます。

いじめ等児童生徒に関します問題行動に対応いたしますために、現在斑鳩中学校にスクールカウンセラー、あるいは南中学校には心の教室相談員を配置いたしております。

、児童生徒の対応に当たっているところでございます。特に、中学校の暴力行為、暴力発生件数が増加しているということは、大変、今も申しましたように憂慮しているところでございます。そうした生徒指導につきましては、教員に生徒指導のための研修、あるいはその対応策、そういったものも十分研修を積み、また色んな事例を勉強しながら、その能力、技術の向上に努めているところでございます。

そしてまた、保護者との連携を密接に行いまして、今まで以上に児童生徒の心の悩み等をすばやく察知いたしまして、的確な対応を行えるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、非常に残念なことに、私が以前から知っていることばかり述べていただきましてご答弁いただいたわけなんです、時代はどんどん変化をやっていってます。今、インターネットに絡む問題なんかも非常に取り上げられて、協議がされているところです。どんどんどんどんそういった変化の中で、でもやはり子どもたちの一人一人の人間性が大事にされて、子どもの権利条約であったり、そして今まさに斑鳩町がつくろうとしている次世代育成支援の計画に基づいて、子どもたちが大切に育てられる、そして子どもたちの能力をどう伸ばしていくのか、それは私たち斑鳩町民にとって、斑鳩町の将来を担う重要な事柄です。ですから、本当に物も大切にすれば人も大切にします。そういう気持ちの中から暴力やいじめというものを排除していこうということ、そういった努めを大人たちがやっていく、そんな考え方で今後取り組んでいただければいいように、またこれにつきましては、これからも続いていくことです、また聞かせていただきたいと思います、今日はこれぐらいにしておきます。

では、2点目、JR法隆寺駅舎橋上化について挙げさせていただきました。

これにつきましては、以前から申し上げております、この駅舎を改築することについては私は賛成をしております。けれども、費用負担の問題で、斑鳩町が3万人足らずの人口でありながら、17億円も負担をしなければならない。そして、JRや国が1億や3億やという負担で、斑鳩町にとっては非常に財政的に厳しい事業になるということから色々今まで申し上げてきたと思うんですけども、この2004年の6月1日ですね、内閣府の方からバリアフリー化推進要綱というのが提出をされました。この要綱の中では、2010年までに鉄道車両の約30%の移動円滑化を図っていく。これについては、乗車券の購入から出入口、そして車両への乗車、そして降車、そういったことを連

動して円滑に移動出来る、障害を持った方でもお年寄りでも出来るというものをつくっていくんだ。バスについても規定されてますんですが、今は駅舎ですので、鉄道車両について申し上げますけれども。色々な規定がある中で、鉄道もこの中に入れられたわけなんですよね。

私は、やっぱりいいことをするんだけど、余りにも財政負担が大きいということの中で、国がここまでこういった要綱をつくって、2010年までに30%という目標を掲げてやるんだという中では、もう少し斑鳩町国から補助金取るとか、そして、公共交通機関のJRからもう少し負担金出してもらえると、それとか、観光立国を目指していく奈良県として県も何らかの補助金が出ないのか、こういった考え方を私はずっとしてきたんですが、この1点目について担当の方でどのようにお考えになっているか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） JR法隆寺駅舎の橋上化整備と、それと政府が示すバリアフリー化推進要綱との関連について、あるいはその要綱が出されて政府がバリアフリー化を進める中で費用負担がどうなっていくのかと、このような質問かと思いますが、議員も先ほど質問の中でおっしゃられましたように、本年6月1日にバリアフリーに関する関係閣僚会議におきまして、バリアフリー化推進要綱が閣議決定されております。この要綱では、概ね10年後を目途として、高齢者や障害者をはじめ誰もが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指すことを、今後の基本的な取り組みとして、バリアフリー化された生活環境の形成、これが今の鉄道の整備等なんかがここにかかってくるのかなと思いますが、あるいは観光振興との効果的な連携、教育、文化、雇用、就業、情報、製品、広報、啓発等の分野別にそれぞれバリアフリー化の推進の基本的な取り組みについて示されたものと認識しておるわけでございます。

さて、JR法隆寺駅舎橋上化についてこの推進要綱との関連についてということですが、法隆寺駅につきましても、先に法制化されております交通バリアフリー法に基づきまして、概ね5年以内にバリアフリー化を図る駅として位置づけされております。鉄道事業者であるJRと協議を重ねる中で、駅舎のバリアフリー化を含めた橋上化計画を推進していることは、議員もご承知のことと思います。

しかしながら、今回の制定されました当該推進要綱では、平成22年までに主要な旅客施設のバリアフリー化を実施するなど、車椅子使用者や視覚障害者を含めた高齢者、

障害者等が乗車券を購入し、出入口から車両等に乗り込み、降りるまでの移動を円滑に行うことが出来る状況を確保するとして、このバリアフリー化の推進の基本的な取り組み、これについては示されております。しかし、具体的な施策に対しまして、財源等の支援策が示されていない、このように感じているところであります。

町といたしましては、都市施設であります自由通路整備につきまして、可能な限り国庫補助等の財源を確保しながら事業を推進し、町財政の負担の軽減に努めているところであります。

また、一方鉄道施設であります駅舎や2面2線化工事につきましては、自由通路設置に伴う支障移転として相当な町の負担が必要となっております。町といたしましても、今日まで他の自治体の事例等を調査する中では、鉄道事業者であるJRが負担する費用は、既存駅舎の建て替え相当分、それと駅舎側のバリアフリー施設に対する負担等にとどまっております。現状では駅舎橋上化に対する国等の有効な支援制度がないという状況でありまして、ただこのような状況にあるんですが、JR負担金の確保についても、これまで努力してまいったところでもありまして、また可能な限りコストの節減にも努めていただくようJRに対して要請もしながら事業を進めているところでございますので、その点につきましてはご理解をいただきたい、このように考えます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、一定のご答弁をいただいたわけなんですけれども、駅だけでも斑鳩町が負担するのは17億ほどあるんですが、その駅周辺の道路整備を含めていきますと、またさらに大きな金額を斑鳩町、斑鳩町が出すということは斑鳩町の町民の皆さんが出すということですよ。その負担を、やっぱり少しでも軽減出来る方法はないかということをおもわずと調べてきたわけなんです。たまたまそういったものをおもっている中で、ことし6月1日にこのバリアフリー化推進要綱を出しているやないのと。だけど、今、部長言わはったように財源の裏付けがないんだと。だけど、このことについても、県に対してや国に対して、この財源の裏付けはどうなるかというような追及であるとか、そういったことを行政としては今後もやっぱりやっていっていただきたいということをぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

そしたら、2つ目なんですけれども、観光白書に見られる観光行政との関連ということで書かせていただきました。

これはどういうことかと言いますと、この2004年度版観光白書というのが国土交

通省の方から6月14日に出たわけなんですけれどもね、色々協議、そういった国土交通省の中での協議の中で、協議進んだのは平成16年度において講じようとする観光政策ですね、この問題について話し合われた中では、2010年までに観光立国行動計画に基づいて海外からの旅行者を1,000万人に増加させていこうと。実は、2003年の訪日の外国人というのは521万人だったと白書で発表されているんですね。だけでも、2010年までの間に何とか1,000万人に倍増させていこうという計画を持って、そしてビジットジャパンキャンペーンというのを張っていこうと、重点市場をヨーロッパに置いて、今、余りヨーロッパが市場に置かれてないんですけどね、ヨーロッパに市場を置いて重点的にやっっていこうというふうな取り組みを国土交通省は考えてやろうとしているんですよ。そして、今、まさに斑鳩町が世界文化遺産を持つまちとして、そしてまた財政が厳しいやら合併問題やら色々言われる中で、斑鳩町が斑鳩らしいまちづくりをやっていくのに、やっぱり観光政策というのは重要な課題、今後の課題ではないかというふうに私は考えるんですが、まさに駅舎の改築に伴って、この観光という視点でも、工夫、一工夫も二工夫も今していかなければならないのではないかな。一般的は工夫ではなくて、国もこういうことを考えているということは、外国人を視野に入れた形の考え方ですね、こういったものも非常に必要ではないかというふうには思うんですが、担当の方のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま里川議員が質問の中でおっしゃられたことに重複するわけですが、政府が平成15年5月に観光立国関係閣僚会議を設置されまして、同年7月に観光立国行動計画、これを取りまとめるなど、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現するため、観光立国を積極的に現在推進されているところであります。同行動計画に基づき、2010年までに外国人観光客を1,000万人まで、これは2003年のおよそ2倍になるわけですが、それを目指した観光白書が今回決定されたところであります。

このような政府による観光行政の動向がある中で、観光客等の受け入れ態勢等の整備が必要となるわけですが、斑鳩観光の出発点の一端を担いますJR法隆寺駅におきましても、世界文化遺産のあるまちの玄関口としてふさわしい整備が当然求められてくるわけですが、駅は、日本人、外国人を問わず、観光やビジネスなど様々な目的で外部からの来訪者を迎える場所でもあります。見知らぬ土地を訪れた折には、誰し

もが不安なもので、このようなことを踏まえまして、このたびの駅舎橋上化計画では、自由通路内には観光案内所を計画するなど、観光客等の利便向上を図れるようにと考えております。また、案内サイン等の誘導施設につきましても、より充実したものとなるよう、JRとも十分協議をしながら調査研究等をする中で、どのような方々にも安心して斑鳩のまちを訪れていただけるよう、その整備に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ちなみに、その白書で言われてました韓国から訪れておられるのが5年連続トップでダントツ146万人、あと2位が台湾、3位がアメリカ、4位が中国、5位が香港というふうになっているんですね。ですけれども、この海外からの旅行客を倍増させるために、さっき言いましたビジットジャパンキャンペーンでヨーロッパにターゲットを合わすという、こういうことも国もやろうとしているんですから、町としても、駅舎改築に向けて今おっしゃられた、観光案内所とかおっしゃっておられますけれども、斑鳩町にも色々観光ボランティアの方とか色んなご活躍をいただいている方がいらっしゃると思うんですが、そういった斑鳩町のボランティアさんの支援であったり、色んなことを調査、逆に担当としてはされまして、今後そういった動向を見た中で、観光行政乗り遅れないように、これから斑鳩町にとって観光行政ぜひとも力を入れていていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。それでは、3点目の青年雇用問題についてということで挙げさせていただいております。

私も、青年雇用問題、今までずっと色々気になりながら、自分も若い娘たちを持っておりますのでね、そのお友達の関係であるとか、色んな話を聞く中で、この問題はずっと系統的に心配をしながら見ておりましたけれども、実はここにも書かせていただいております、今年奈良県では「ならジョブカフェ（ヤングコーナー）」というのが開設されました。今年の7月までには全国で、すべての都道府県でこのコーナーが開設をされているというふうに思っております。こういったものを、やっぱり斑鳩町の若年層の方々の雇用対策問題と併せて、町としてはどんなふうにかかわりを持っていくのか、どんなふうにかいったものを利用していくのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思うんです。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 若年者のためのワンストップサービスセンター、これはジョブカフェと呼ばれておるわけですが、これは昨年6月に厚生労働省、経済産業省などにより策定されております「若者自立・挑戦プラン」、これに基づきまして、都道府県の主体的取り組みとしまして整備される、若年者を対象とした雇用関連サービスをワンストップで提供する施設として、本年7月までに全国すべての都道府県で開設されておるところでございます。

奈良県におきましては、本年5月20日に奈良市西木辻町の、そこに「しごとiセンター」というところがあるんですが、この中に「ならジョブカフェ（ヤングコーナー）」としてオープンされたところでございます。厳しい若年者の就職活動を支援するため、専門的なコンサルタントによる就業相談、情報提供、就職活動セミナー、あるいは職業体験など、広い分野でのサービスを提供されておるところでございます。

町といたしましては、これに関しまして、観光産業課のカウンターにチラシを置くと共に、広報いかるが8月号お知らせ版にも、これについて掲載したところであります。今後、町在住の若者からの就職相談等があれば、当施設の活用につきまして積極的にあっせんをしていきたいと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長から答弁いただいた中で、その広報いかるがのお知らせ版なんですけど、これの裏の「ならジョブカフェ就職相談」、もう本当にこの小さいスペースですね、こんだけの小さいスペースに載ってます。何にも、何というんですか、絵一つもついてない、愛想のない非常に簡単なお知らせになってるんですけど、もっとこの問題重要な問題と位置づけて、もっと大きく取り上げていただきたい。せっかく奈良県が開設してくれて奈良県で利用出来るのであれば、斑鳩町の若い人たちに積極的に知らせていっていただきたいというふうに思ってます。

今、フリーターの子どもさんたちが非常に多くなっている。この問題については色々調査したり色んなものを見る中で、割と今青年の雇用問題大きく取り上げられてて、色んな団体が色んな調査したりアンケートやってまして、色んな数字いっぱい出てきてます。色んな方面からの数字出てきてるんで、私もちょっとまとめきれなかったんでまとめてないんですけどもね、総括して言えることは、今フリーターをやっている青年の方たち、7割の方はやっぱり正社員として働きたいというふうに思っておられる。

私たちが心配するのは、今、年金問題とか言われましたけれども、色々これまで国会

での波瀾があって年金問題心配しているところなんですけど、もう2008年になってきたら、戦後のベビーブームでお生まれになった方々の定年退職を迎えるような時代が来るという中で、でも若い人たちが就職につけない。そして、就職につけないということは、色んな共済年金や厚生年金なんか払えない、払っておられない。フリーターやって国民年金。国民年金はなかなか払ってもらえなくて、国民年金の支払い、未納率がもう4割になっているというような状況があるとか、総合して全体を見る中で、これは社会的な私は大きい問題であると。青年の雇用問題というのは本当に重要な問題。それは、日本の政治経済のあり方に問題があるんだらうけれども、何とか斑鳩町の若者に仕事に就いてもらえる。やっぱりフリーターをやってるけど、7割の人は正社員になりたいと思っておられるのであれば、それを推進していけるような姿勢を町として持っていただきたい。こんなもんが出てきたら、専門家に色んな相談も出来るんやで、もっともっと知らせてあげたい。

というのは、若い人たちに知らせるといふ一番の一つの手というのは、ホームページなど利用することも重要なことというふうには思うんですけどね、聞いたら、ならジョブカフェでは、とてもインターネットでは、そういう名前では出てきませんがね、青年の雇用とか、そういったものについてはどうなのか、ちょっと私もインターネットでは調べてませんが、そういうインターネットを活用する若者たちは非常に多いという認識も持っていただきまして、これらをより啓発していただきたい。1階住民課なんかの窓口であるとか、役場庁舎内でもそのチラシを置く場所一つについても工夫をしてもらうということも大事だと思います。

それと、それに併せてもう一つ私は気になったのは、日本版デュアルシステム協議会報告書というのを読ませていただいた時なんですけれども、これは若者の就労支援策ということで、政府が今年4月にスタートをさせていると思うんです。4月から始まっているのは、委託訓練活用型というのが4月から始まっているんですけども、10月からは各都道府県の職業能力開発促進センターを拠点にして、普通課程活用型と職業能力開発大学校を拠点にした専門課程活用型、こういったのがこの10月から始まるということで、こういったものも紹介はされているんですね。行政がこういう青年の雇用対策についてどこまで行政として出来るんかというのは私も疑問は感じますけれども、けれどもこういうシステムがある、国や県がこういうシステムをやる。そしたら、それを広くやっぱり広める。特に商工会なんかでも、こういうデュアルシステムでも、活用出来



る範囲があるのかどうかとかね、一緒に研究してもらおうとかね、そういうことを私やっ  
ていただける、行政としても当然やってもらえるんじゃないかなというふうには思っ  
ているんですけどね、それらについてはどのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 以前に他の議員からも若年者の雇用に関する相談窓  
口を備えたらどうかといったようなご質問もいただいております、その際に、私は、そ  
ういったことについては、そういう相談をする窓口を町に直接設置するのではなく、国  
や県の機関を利用しながら、役割分担で連携を図りながらそういったことについて対応  
すべきだという答弁をしたわけですが、そういうことでありますと、当然、ただいま  
里川議員がおっしゃられたように、そのような色んな制度について積極的に啓発してい  
って、また町がやはり連携を図るという上では、そういう内容についても住民の方々が  
よくわかるような体制を整えるべきである、このように考えます。

そういったことで、今後、色んな制度につきましても、啓発について一層努力してい  
きたい、このように考えます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 斑鳩町に住んでいる若者たちの就労意欲というものがある限  
り、私たちも、町の方にもそういった努力をしていただけるようにぜひともお願いをし  
ておきたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。4つ目、障害者福祉計画の見直しについてを  
挙げさせていただきました。

これにつきましては、先日私計画の策定委員会傍聴に行かせていただきました時に、  
3回の委員会の開催でこの見直しの計画をもうつくり上げてしまうということをおっし  
やられてたんですが、その割には委員会の持ち方というのは、非常に何かこの計画を一  
からつくるみたいな委員会の持ち方になっていたのかなあ。委員さんたちも、えらいた  
くさんの資料をぼーんとあつて、なかなか、何ていうんですか、一からつくるみたい  
な感覚にならなくて、意見の出方を見てましたら、当惑をされてるような、ちょっと委員  
さん方も当惑をされてるような状況に感じたんです。それは、私やっぱり事務局の会議  
の持ち方について、やっぱり責任があるというふうに、私はその時に思いました。

今後、はっきりさせていただきたいんです。障害者基本計画、これ、第59回国会で、  
5月28日に障害者基本法、全会一致で改正されてますね。可決されましたね。です

ら、その障害者基本法が改正された内容に基づいて、理念であるとか、そういったものが、斑鳩町の現在の障害者計画合致してるのか。合致してないところがあるとすればどこなのか。

そしてまた、私これも、2も続けていきます。平成11年に3月出来ましたね、この障害者計画。そやけども、この11年から後に、行政改革推進、地方分権、こういった流れの中から、どんどんどん障害者の関係の事務が下りてきましたよね。こんな中でいよいよこの障害者計画、今ある計画をやっぴり見直していかんとあかんの違うかと。もう整合性が保ちきれないのではないかということもありました。そのことと障害者基本法の改正、こういったものも重なってまいりまして、ぜひとも斑鳩町としては見直しせんとあかん部分というのがあると思うんですけどね。だからこそ、それらをきちっと整理してどれを見直さなあかんのか。今の計画ではどこが不十分なんかということが、もうちょっと明確に問題点の整理をされたような形で策定委員会の方に提起をしていただきかったなあと思うんです。

確かに、アンケートもとられて、色んな状況、これが必要や、あれが必要や、どれも必要やいうて、非常に丁寧にやっけていただいている。これについては、非常に努力をしていただいたことには感謝をしております。けれども、今、見直しなので、見直しするには何が問題なのか、何が原因で見直しをしなければならないのか。そして、今、ある計画でどこに不備があるのか、こういった整理が必要ではないか。あと2回しかないんですよ。あと2回でこの障害者福祉計画を見直した形で作り上げるというふうにお聞きしておりますので、私あえて今回一般質問させていただいて、このことを申し上げて、ちょっと担当の方で整理をぜひともしていただきたいと思いましたが、この質問を挙げております。答弁の方をお願いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず1点目の斑鳩町の障害者福祉計画の検討委員会の関係の方でお答えをさせていただきたいと思えます。

今、里川議員も言われてますように、この斑鳩町の計画の中で、今現在あります中で、現状と計画とがそごを来している点が多々あるということの中で、以前にもご質問をいただき、見直しをさせていただくということで、全面改正じゃなしに見直しをさせていただくということでお答えもさせていただいております。そういう経過があったわけでございますけれども、その中で、今回見直しの作業をする中で、障害者の方とか、そ

ういう事業に携わっておられる方々の意見もお聞きをする中でのアンケート調査をさせていただき、今問題となっている点がどこにあるかということも、委員さんにも把握をしていただこうと。また、行政の職員も把握していこうということで調査を実施をさせていただいて、それらの結果をもって今見直しの作業を進めております計画の中へも反映をさせていきたいということで、今の現委員さんにご説明をさせていただいた点で、確かに見直しというところが、どこをどう見直さなければならないか、問題点があるのかということまで、第1回目のところでお話が出来なかったというのは現実にあります。2回目におきましては、そういう形で、問題点等も網羅する中でご提示もさせていただきたいなと、このように考えております。

議員も言われてますように、16年6月に障害者基本法というのは改正がなされております。これは、障害者を取り巻く社会状況の変化に対応して、障害者の社会参加等自立の促進を図るということで一部改正が行われたところでございます。

その主な改正と申しましても、もう議員の方もご承知をいただいておりますので、詳しいお答えをさせていただくということは割愛をさせていただきますけども、この中で、現計画と今現在持っております障害者計画とのそごで、改正点でかなり変わっているところというのは、「障害者の日」が「週間」に変えられたと。それと、差別禁止の明記とか、それと今現在当町が取り組んでます障害者計画、これは都道府県、そして市町村では、今までは、従来でしたら努力義務という形になっておりました。それが義務という形で、必ず策定をしなければならないと、このように改正がなされております。このほかには、色んな障害者に対する教育とか職業相談とか等の関係で、各行政に積極的な施策の推進とか整備に努めるように改正をなされております。

こういうことを受けまして、今現在見直しを進めております斑鳩町の障害者福祉計画に、これらも、改正法も踏まえた中で見直しをしていきたいと、このように思って、作業部会で検討をする中で、検討委員会でご協議をいただいて見直しをしていきたいな、このように思っております。

あと、現障害者計画のところの見直しで整理をするということでありますので、色々な形での、確かにおっしゃっていただいておりますように、事務の移管がなったり、支援費制度への移行という形で制度が改正をされておまして、町の方への事務という形になってきております。こういう点も、当然見直していかなければならない点かな、このように思っております。

先ほどもお答えをさせていただきましたように、法律の改正、制度の改正等々がございますので、当然それらについて現計画に反映をして見直しをしていくというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 出来ましたら、その方向でご努力をいただきまして、よりよい計画になるように努めていただきたいと思います。

そして、ここから提案をしておきたい問題がございます。私は、市町村であっても、障害者施策推進協議会等の設置、こういったものについて積極的にやっぱり取り組んでいって、計画を策定し、そしてまたその計画がちゃんと進捗していっているのか、前期計画とか5年計画とか、色々、10年の計画のうちの前期、後期に分けて見るんやとか、色んな計画の立て方あるんですけども、そんな中でも、それらをやっぱりチェックする機能を持ってほしいという中では、今回国会の方でも、この障害者施策推進協議会は復活をして設置をされております。斑鳩町でもこれらの設置についてのご協議をまずお願いをしたいと思います。

それと、部長が今おっしゃられましたように、以前は障害者の日、基本法には12月9日、障害者の日というのがちゃんと法律の中に規定されているんですけども、今度は週間というような形になっているんですね。そしたら、やっぱり斑鳩町が発行する広報などを利用して、そういった週間に当たる月については、そういった生き生きと頑張っておられる障害者の方が、斑鳩町にこんな人いはるんやとか、何か障害者の方も生きていくすごい希望を持てるような記事の工夫などもされて、そういった取り組みをやっていただきたいと思います。同じ障害者の方が頑張っておられることを見て頑張れるという話はよく障害者の方から聞きますのでね、そういったこともぜひお願いしておきたいと思います。

それと、もう1点は、手帳に伴う色々なサービスがあると思うんですね。この間には、ETC車の搭載機購入助成、これ15年の12月1日から実施されてますけどね。それと、携帯電話の4社が障害者に対して、基本使用料50%の割り引き、こんなんも最近ですよ。この障害者の計画をつくられてもっと後に出来てきているこういうサービス、こういうサービスなんかについても、担当の方はご認識いただいて啓発をする。こういった計画の中にでも、こういったサービスが利用出来ますよという啓発を、民間のサービスであってもやっぱり取り入れていただくとように検討していただきたいと思います。

いうことをお願いしておきます。

それでは、ブザー鳴りましたので最後の質問をさせていただきたいというふうに思います。5番目です。まちづくり基本条例について町の考え方を問うということで挙げさせていただきました。

この問題につきましては、平成の年度に入ってから、あちこちで色んなまちづくり条例というのはつくられています。直近ですね、こっちへ来るほど、平成10年を越えて来るほど、ハード面とソフト面と両方併せ持ったようなまちづくり条例というのが出来上がってきている傾向にあると思うんですけれども、今、合併問題が論じられている斑鳩町について、私自身は、国や県言いなりの合併というのはとても賛成出来ないというふうには思っております。でも、そんな中でも、斑鳩町の将来についてはどうあるべきなのかということは心配ですし、この斑鳩町の将来については、やっぱり住民レベルで考えていかなければならない時期に来てるんだ、だからこういう問題も持ち上がってきてるんだというふうに思うようになってまいりました。

それですが、斑鳩町が合併を選択するかしないかという問題もあるわけなんですけれども、今後やっぱり斑鳩町がどうあるべきかということを考える、そして住民の皆さんにも考えていただけるようなまちづくり条例について、斑鳩町はどんなふうにお考えになれるか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まちづくり基本条例につきましては、平成11年の地方分権一括法の制定後、地方自治のシステムの確立を行うための枠組みといたしまして、条例制定をする自治体が増えております。これらの条例の名称につきましては、「市民参画条例」、「協働のまちづくり推進条例」など様々であります。住民のまちづくりに参画する権利や情報公開などについて定めていることが特徴と言えます。

本町では、「住民・行政協働によるまちづくり」を第3次斑鳩町総合計画の「実現に向けて」の柱の中に掲げており、その基本方針として、住民・行政協働によるまちづくりを進めるため、住民の参加機会の拡充や参加意識の高揚を図ると共に、住民主体のまちづくり活動を支援し、それぞれの役割を明確にしたパートナーシップを構築するとしております。

本町といたしましては、まちづくりの担い手の組織づくりを行いながら、住民同士や住民と行政が共に知恵や創意工夫を重ね、独自の方針を生み出し、育んでいくことが大

切であると考えております。

今後、他の先進的な取り組みを行っている市町村の実績等を見ながら、本町の地域性としての効果も検討しつつ、その導入について考えてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今のご答弁どおり、これからもさらなる研究の方よろしくお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後3時45分 散会）